

規制改革に関する答申

～経済再生への突破口～

平成 25 年 6 月 5 日
規 制 改 革 会 議

目 次

I 総論

<u>1 はじめに</u>	1
<u>2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方</u>	
(1) なぜ規制改革が必要か	1
①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する.....	1
②国民に多様な選択肢を提供する.....	2
③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する.....	2
④安全性をより効率的な手法で確保する.....	2
(2) 今回の規制改革で重視したこと	3
①成長戦略を実施するに当たっての阻害要因の除去.....	3
②緊急性・重要性の高い課題への優先的取組.....	3
<u>3 審議経過</u>	
(1) 審議テーマの設定と審議体制	4
(2) 他の会議との連携	4
(3) 国際先端テストの実施	4
<u>4 本答申の実現に向けて</u>	5
<u>5 次のステップへ</u>	
(1) 次期の会議活動方針の策定	5
(2) 実施計画のフォローアップ	6
(3) 今後取り組むべき課題	6

II 各分野における規制改革

1 エネルギー・環境分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	7
①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消	
ア 電力システム改革の着実な実施、発電コスト引き下げによる再生可能エネルギーの普及促進	7
イ 地域発の再生可能エネルギー発電事業による地域活性化	8
ウ ユーザーの主体的な省エネ、創エネを可能にする環境整備	8
②次世代自動車の世界最速普及	
ア インフラ、車両両面からの規制改革による次世代自動車の世界最速普及	8
イ 次世代自動車の普及を加速させる安全・便利で経済的な国内インフラの整備	9
ウ 我が国の優れた技術力を生かした車両開発を実現するための環境整備	9
エ 燃料電池自動車の世界統一技術基準の確立におけるリーダーシップの発揮	9
③低炭素社会の推進	
ア 産学官連携による低炭素社会推進と経済成長の両立	10
イ 産業部門、民生部門、運輸部門等における多面的な低炭素社会への取組	10
(2) 具体的な規制改革項目	
①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消	
ア 石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化	11
イ 電力システム改革 広域系統運用機関の設立につき／電気の小売業への参入の全面自由化につき／法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化につき	11
ウ 風力発電	
a 風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	12
b 風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討	13
エ 太陽光発電	
電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	13

オ	地熱発電	
a	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	13
b	「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の適用範囲の明確化	14
カ	小水力発電	
a	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①（短期間での水利使用）	15
b	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②（新規の発電水利取得）	15
c	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	16
d	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	16
キ	再生可能エネルギー共通	
a	再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化	17
b	変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置	17
c	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	17
ク	環境アセスメント	
a	風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定	18
b	配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進	18
c	風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備	19
d	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	19
e	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	19
ケ	火力発電	
	溶接安全管理検査制度（火力設備）の縮小	20
コ	マンション高圧一括受電	
a	既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	20
b	高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検 停電を伴わない点検方法を認めるなどの必要な措置につき／ 受変電設備に対する停電点検を3年に1回とできる詳細要件につき	21
c	送配電工事ルールの見直し	22

サ	スマートコミュニティ	
a	特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃	22
b	高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の 見直し等	23
シ	ガスパイプライン	
	河川横断するガス導管敷設工事の濁水期（11～5月）以外の 施工許可	24
ス	熱利用	
	太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し	24
セ	省エネ	
a	環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意 基準整備の設定	24
b	特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定	25
ソ	エネルギー供給・流通構造のレジリエンス	
a	非常災害時におけるカーフェリー等による危険物（タンクロー リ）の輸送	25
b	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	26
c	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・ 災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	26
d	コージェネレーション設備の設置に係る「工事計画届出書」 の期間の短縮	27
e	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	27
②次世代自動車の世界最速普及		
ア	水素スタンド	
a	液化水素スタンド基準の整備	
	高圧ガス保安法につき／消防法につき／建築基準法につき	27
b	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	28
c	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準 適合手続の簡略化	28
d	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備	
	高圧ガス保安法につき／建築基準法につき	29
e	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置 付けの明確化	29
f	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	30
g	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	30

h	水素トレーラーが運送に用いる高圧水素複合容器に係る水素 充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	30
i	70MPa 水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	31
イ	燃料電池自動車	
a	高圧水素容器の充てん終了圧力の緩和	31
b	燃料電池自動車の高圧水素容器及び水素トレーラーが運送に 用いる高圧水素複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容 燃料電池自動車の容器につき／水素トレーラーの容器につき	31
c	燃料電池自動車の高圧水素容器及びその附属品の使用 可能鋼材に係る性能基準の整備	32
d	燃料電池自動車等の車両と高圧水素容器に係る法規制のパッ ケージ化	32
e	燃料電池自動車の高圧水素容器に係る年号等の表示方法 の統一化	33
f	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と高圧水素容器の 再検査の有効期限の整合	34
g	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加 ガスの種類の記載につき／QRコード等による記載につき	34
h	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	34
i	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電（V2H）の実施に 向けた電気事業法の整備	34
j	電気自動車等からの自家用電気工作物（高圧需要場所等）へ の給電（V2H）の実施に向けた電気事業法の整備の検討	35
k	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の 検査制度の見直し	35
l	燃料電池二輪車の車両及び高圧水素容器に係る型式認定、 認可制度の整備	35
m	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の高圧水素容器から のガス放出に関する規定の整備	36
ウ	天然ガススタンド	
	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス 自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	36
エ	天然ガススタンド・水素スタンド共通	
	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格 取得機会の拡大	36

③低炭素社会の推進	
ア 排出係数	
グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策 推進法上の CO2 排出係数の見直し	37
イ 冷媒	
冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	37
ウ 地中熱利用	
オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大	38
エ リサイクル	
a プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	38
b 廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化	39

2 保育分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	41
(2) 具体的な規制改革項目	
①株式会社・NPO 法人の参入拡大	
ア 都道府県への通知	42
イ 参入状況の調査・公表	42
②利用者のニーズに応えた保育サービス拡充	
ア 改修費や運営費等の支援	42
イ 保育所の設置基準に係る調査・公表	43
③保育の質の評価の飛躍的拡充	
ア 受審率目標の策定	43
イ 評価機関と評価者の質の向上を図るための対応	43
ウ 受審のコスト負担の在り方	43
④保育士数の緊急拡大	43
⑤社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報の公開	
ア 平成 25 年度分以降の財務諸表の公表	44
イ 平成 24 年度の財務諸表の公表の要請及び状況報告	44
⑥事業所による保育施設の設置に係る見直し	44

3 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	
①再生医療の推進	47
②医療機器に係る規制改革の推進	47
③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備	48
④医療の ICT 化の推進	48
(2) 具体的な規制改革項目	50
①再生医療の推進	
a 細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備	50
b 合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	50
c 遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行	51
d 細胞入手の円滑化	51
②医療機器に係る規制改革の推進	
a 医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し	52
b 医療機器に係る認証基準の計画的な策定	52
c 医療機器の開発インセンティブを高める保険制度	52
d 医療機器に係る登録認証機関の能力向上	53
e 中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化	53
f 電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し	54
③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備	
a いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	54
b サプリメント等の形状による無承認無許可医薬品との判別の廃止	55
c 食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底	55
d 消費者に分かりやすい表示への見直し	56
e 特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	56
f 栄養機能食品の対象拡大	57
④医療の ICT 化の推進	
a 一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	57
b 医療情報の活用のための工程表の策定	58

c	遠隔医療の推進①	58
d	遠隔医療の推進②	58
e	カルテ等の電子化	59
f	処方箋の電子化	59

4 雇用分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	61
①	正社員改革	61
②	民間人材ビジネスの規制改革	62
③	セイフティネット・職業教育訓練の整備・強化	62
(2)	雇用改革を貫く横断的な理念・原則	63
(3)	具体的な規制改革項目	
①	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	64
②	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制 の見直し	64
③	有料職業紹介事業の規制改革	65
④	労働者派遣制度の見直し	65

5 創業等分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	67
①	リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出	67
ア	ベンチャー企業への資金供給の促進	67
イ	総合取引所の創設	67
②	インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大	68
ア	老朽化マンションの建替え等の促進	68
イ	先進自動車の公道走行支援	68
③	国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適な ビジネス環境の整備	69
ア	ビッグデータ利用のためのガイドラインの作成	69
イ	時代に即した規制の見直し	69
ウ	輸出通関申告の効率化・低コスト化	70

(2) 具体的な規制改革項目

- ① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出
 - ア クラウド・ファンディングの活用…………… 71
 - イ 新規上場時の企業情報開示の合理化…………… 71
 - ウ グリーンシート制度の見直し…………… 72
 - エ プレ・マーケティング等の概念の整理…………… 72
 - オ 新規上場時における最低株主基準などの緩和…………… 72
 - カ 有価証券発行までの期間の短縮…………… 72
 - キ 虚偽記載等に係る賠償責任の見直し…………… 73
 - ク 大量保有報告制度の見直し…………… 73
 - ケ 総合取引所の実現に向けた取組の促進…………… 74
- ② インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大
 - ア 容積率の緩和（特例制度活用事例の調査）…………… 74
 - イ 老朽化マンションの建替え等の促進…………… 75
 - ウ 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化…………… 76
- ③ 国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適な
ビジネス環境の整備
 - ア ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）…………… 76
 - イ 信書便市場の競争促進…………… 77
 - ウ 産業用ロボットに係る規制の見直し…………… 78
 - エ 市外局番（OAB-J 番号：03、06 等）取得に係る品質要件の
見直し…………… 79
 - オ 新規化学物質の審査制度の見直し…………… 79
 - カ 輸出通関申告官署の自由化…………… 80
- ④ その他
 - 短期ビザの発給要件の緩和…………… 81

I 総論

1 はじめに

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

規制改革会議（以下「会議」と略称する。）は、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、平成 25 年 1 月 23 日、政令に根拠をもつ審議会として発足した。設置期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。

会議においては、安倍内閣の経済財政政策に関するいわゆる「三本の矢」のうち第三の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行ってきた。

本答申は、本年 1 月の会議発足以降、約 4 か月間の調査審議の結果を取りまとめたものであり、約 3 年にわたる活動期間の最初の「答申」として内閣総理大臣に提出する。

2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

（1）なぜ規制改革が必要か

規制改革の目的は、国の成長・発展、国民生活の安定・向上及び経済活動活性化への貢献にある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点から、以下の諸点を念頭に、制度のあるべき姿に立ち返った本質的かつ骨太な議論を行った。

①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する

全ての規制は、必要性をもって導入されたものだが、その必要性は経済環境や新技術の開発と共に変化する。これに応じた規制の見直しが行われなければ、イノベーションや生産性向上の機会が縮小し、消費者もその恩恵を受けることができなくなる。また、成熟産業から成長産業に「人が動く」ことができなければ、産業の新陳代謝が進まず、経済も成長しない。

特に我が国は、少子高齢化や低自給率で不安定なエネルギー供給、未曾有の厳しい財政事情等の困難に直面している。規制改革によって、企業、NPO など事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることは、待ったなしの課題である。

更に、世界から我が国へ投資を呼び込み、成長分野を国内に育てるためには、規制が国際的にみて標準レベルにあることで満足してはならず、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を目指していく必要がある。こうした取組が、我が国に対する世界からの評価を高めることにつながる。

②国民に多様な選択肢を提供する

過剰な参入規制は、新しい技術やノウハウを持った事業者の参入を阻害し、消費者が新しい製品やサービスをより安価に享受する機会を奪う。また、ICTや新エネルギーなどの普及により社会経済が変化していくが、こうした変化に適応できない規制の存続は、新サービスの成長を阻む。

近年、ICT等の技術革新によって、広い範囲で業種間の融合が起こっている。したがって、相互に代替可能な生産・サービスの提供において競争条件が異なることにならないよう、絶えず規制を見直していくことは、消費者の選択肢を広げるために、一段と重要性を増している。

また、働く人が、本人の希望で多様な雇用形態を選択でき、何歳になっても個人の能力・資質を高める機会を得られることは、生活の安定にとどまらず経済社会全体の豊かさにもつながっていく。

③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。

意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで、産業の発展可能性が広がる。

規制は、外からの新規参入者のみならず、産業内の意欲と創意に満ちた事業者の活躍の場を狭めることになってはならない。規制によって競争が制限され、イノベーションが生まれる可能性が減殺されれば、その産業の衰退を招く。

④安全性をより効率的な手法で確保する

規制の主な目的の一つは、自立・自助を基本とする社会において、自己責任を超えた部分での安全性を確保することだが、同じ目的をより効率的な手法で達成するためにも、規制の絶えざる見直しが必要である。例えば、ICTの発達で、医療機関の情報連携や患者による医療情報の活用が可能になっており、医療の効率化や国民のセルフメディケーション推進に向けた規制改革が必要となっている。また、電力市場のように、発電技術の革新やICTによって規制の前提自体が変化した場合には、それに応じた規制改革が遅れるこ

とで、逆に供給の不安定化をもたらすことになりかねない。

(2) 今回の規制改革で重視したこと

今回の規制改革の検討に当たり、特に重視したポイントは、以下の二点である。

①成長戦略を実施するに当たっての阻害要因の除去

「三本の矢」における第三の矢は、「民間の投資を喚起する成長戦略」である。会議においても、民間の投資促進の観点を重視し、その阻害要因を除去することに努めた。

例えば、医療機器の迅速な開発や再生医療への投資がより円滑に行われるための規制改革、燃料電池自動車などの次世代自動車への投資の阻害要因を除去するための規制改革、ビッグデータを活用するビジネスが阻害されないようにするための規制改革、ベンチャー企業の育成や成長支援のために資金供給の面からの規制改革などに取り組んだ。

また、働く者にとって、転職が個人の能力と競争力を高め、人々が動きやすい労働市場と雇用システムを作るための規制改革にも着手した。

②緊急性・重要性の高い課題への優先的取組

現下の状況で緊急性・重要性が高い課題を抽出し、会議としての見解を迅速に表明するとの方針の下、以下の規制改革に取り組んだ。

ア 一般用医薬品のインターネット等販売を禁止する薬事法施行規則を無効とする最高裁判決（平成 25 年 1 月 11 日）が下されて以来、規制のない状況下でインターネット等販売が行われていることから、会議として速やかに見解を取りまとめ、その実現を目指して取り組んだ。（57 ページ参照）

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故以来、我が国の安価で安定的なエネルギー供給に大きな支障が生じていることから、石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化に取り組んだ。（11 ページ参照）

なお、電力システム改革については、関係法案が国会に提出されたことなどから、会議としてその進捗を注視していくこととした。（11 ページ参照）

ウ 都市部を中心に待機児童の多さが深刻な問題になっていることから、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この二年間に待機児童が

加速度的に解消されることを目指して、保育分野の規制改革に取り組んだ。
(41 ページ参照)

3 審議経過

(1) 審議テーマの設定と審議体制

会議においては、規制改革の重点分野として総理から規制改革担当大臣に指示(平成25年1月25日日本経済再生本部)された「健康・医療」「エネルギー・環境」「雇用」の各分野を取り上げるとともに、委員の発意により、ビジネス環境の改善など幅広く経済再生に資するテーマを取り扱うべく「創業等」という分野を加え、この四分野を重点検討課題として検討を行った。

これらのうち、前述の特に緊急性・重要性が高い課題は「最優先案件」と位置付け、本会議で議論することとした。具体的には、①一般用医薬品のインターネット等販売、②保育サービスの規制緩和、③石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化、④電力システム改革の四項目である。

また、四つの重点分野ごとにワーキング・グループを設置し、各分野の専門家も加えて、効果的・効率的に検討する体制を整えた。審議テーマは、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに二～三選定し、優先的に審議することとした。

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月22日に設置した。5月31日現在、約900件の要望が寄せられ、随時関係府省に検討要請し、会議においてフォローアップを開始した。

(2) 他の会議との連携

成長戦略を議論している産業競争力会議に対しては、毎回直近の会議の検討状況を報告するなどして、連携を図ってきた。また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、総合科学技術会議、国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、内閣官房健康・医療戦略室などとも、情報共有を図ってきた。

(3) 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」「世界で一番国民が暮らしやすい国」を作るために、個別の規制の必要性・合理性について、国際

比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、先述の総理指示においてその活用が言及されていたものである。

この手法の定着を図るため、今回は、検討項目の内から十二件について先行的・試行的に実施した。具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する理由の回答を求め、その妥当性や改革の方向性についての議論を行った。

規制所管府省自らが、当該規制の意義・効果等について改めて考える契機となったが、本来、国際的な政策・制度の趨勢に照らして、当該府省において不断の見直しを行うことは当然の責務である。

国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力なツールであり、今後、その定着に努めるべきである。

4 本答申の実現に向けて

会議は、本答申を取りまとめ、総理に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」（仮称）を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5 次のステップへ

(1) 次期の会議活動方針の策定

本年1月の会議発足以降、総理からの重点分野の指示を踏まえ、6月に策定される成長戦略と密接に関連する規制改革を進めてきた。

約4か月という厳しい時間的制約がある中で、まずは緊急性のある課題への取組を優先させることとした。

今期検討対象として取り上げたもののうち、農業、保険外併用療養費制度などについては、更に議論を掘り下げ、思い切った規制改革に取り組んでいく必要がある。また、今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態なども明らかになった。

本答申提出後、会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて会議としての活動方針を定めて、本年7月から来年6月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。

その際、産業競争力会議、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、内閣官房健康・医療戦略室などとの連携を図っていく。

(2) 実施計画のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。このため、会議は、規制改革実施計画の進捗について、毎年、政府から見直し状況の報告を受け、確認していくこととする。

(3) 今後取り組むべき課題

規制改革は、時代の変化に合わせて、まずその所管府省自らが主体的に見直すことが本来の在り方であり、見直しのための組織や制度も設けられてきた。しかし、実際には、自主的見直しは十分機能せず、あたかも各府省と規制改革会議等との間に対立があるかのような構図の中で見直しが行われてきた。不断に規制改革を進め、着実に実現していくためには、所管府省自身が、規制改革会議等と連携しつつ、主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みをつくる必要がある。所管府省による規制見直しのPDCAサイクルが機能するための仕組みについて、会議として検討を行うこととする。

これら残された事項や、新たに取り上げていく課題も含め、次期においても、国民が改革の果実を具体的に感じられるよう、引き続き果敢に改革に取り組んでいく。

II 各分野における規制改革

1 エネルギー・環境分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

クリーンかつ経済的なエネルギーの供給と利用を促進するため、エネルギー・環境分野における規制改革においては、①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消、②次世代自動車の世界最速普及、③低炭素社会の推進、という3つの視点を設定し、これに即して以下のとおり個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

政府においては、これら改革項目の早期実現に向けた取組を強化すべきである。

①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

ア 電力システム改革の着実な実施、発電コスト引き下げによる再生可能エネルギーの普及促進

まず、電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容を踏まえ、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化を着実に実施する。

また、原子力発電の稼働停止を受け、環境にも配慮した高効率火力発電を活用するとともに、風力、地熱、太陽光、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーや分散型電源等による地域エネルギー創りを進め、国民が安価かつ安定的なエネルギーを利用できるよう取り組む。

風力発電については、相対的に廉価な発電コスト、風車の国産化による産業振興効果、海外市場の広がりといった総合的な観点から特に重要であることから、立地規制の見直し、環境アセスメントの迅速化等に引き続き取り組む。

地熱発電については、世界有数のポテンシャルを生かして、将来の開発が適切に進められねばならない。国立・国定公園内における風致景観や自然環境の保全、温泉地域における温泉資源保護と調和を図り、かつ地熱発電が拡大するための規制改革に取り組む。

更に、再生可能エネルギーの発電コストを引き下げするため、発電所設置に係るイニシャルコストを低減することに加え、遠隔監視・遠隔制御などの技術の進展等を踏まえ、主任技術者制度を始めとした保安規制の合理化を図ることにより、発電所稼働後のランニングコストの低減に資する取組を行う。

イ 地域発の再生可能エネルギー発電事業による地域活性化

エネルギーの供給力拡大とともに、地域における各主体（地方自治体・NPO法人等）の創意工夫による地域発の発電事業の立ち上げを容易にして地域活性化の一助とする。具体的には、バイナリー発電や小水力発電などの地域密着型の発電事業を推進するため、保安規制の合理化に加えて、水利使用手続の簡素化といった規制改革を行う。

ウ ユーザーの主体的な省エネ、創エネを可能にする環境整備

需要サイドで、ユーザーが主体的にピーク抑制、ピークカットに貢献できるよう、「デマンドレスポンス」など効率的なエネルギーマネジメントが必要である。エネルギーマネジメントは、マンション単位や地域単位で進めることが重要であり、そのビジネス化を容易にする制度環境整備を行う。

②次世代自動車の世界最速普及

ア インフラ、車両両面からの規制改革による次世代自動車の世界最速普及

限りある化石燃料を有効に使う省エネルギーとCO₂排出量の大幅削減を実現する観点から、次世代自動車の世界最速普及、実用化が求められている。

我が国自動車産業は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等）分野において世界に先行しているが、各国政府も、環境・エネルギー問題克服のため環境対応車の開発を支援しており、競争が激化している。こうした中、我が国では、高い車両価格、インフラの不足等の課題を克服することに加えて、関連する規制について、国際調和と技術進歩に対応したものとなるよう合理化を図り、国際市場の獲得を目指す。

電気自動車を始め商用化が先行している次世代自動車の普及を後押しするとともに、2015年にも市場投入が予定されている燃料電池自動車について、水素インフラ、車両の双方について我が国の潜在力を最大限発揮できるよう規制面からの環境整備を行い、世界最速の商用化を実現させる。併せて、V2H（Vehicle to Home）技術を活用した自動車とスマートグリッドとの連携を可能にする制度整備を行う。こうした取組は、国際競争力の強化と雇用創出に寄与し、資源・環境制約の克服と経済成長の両立を実現するために重要である。

また、燃料電池自動車の燃料となる水素については、変動しやすい再生可能エネルギー由来の電力を高効率に水素に転換することで、経済的かつ効率

的にエネルギーを変換・貯蔵・輸送・利用することができるため、科学技術イノベーションの観点からも重要視されている。総合科学技術会議と連携を取りつつ、必要な規制改革に取り組む。

イ 次世代自動車の普及を加速させる安全・便利で経済的な国内インフラの整備

燃料電池自動車向け水素供給インフラについては、まず既往の閣議決定を受けて策定された規制の再点検に係る工程表（平成 25 年 3 月に改定）で示された項目について、着実に実施する。

更に、燃料電池自動車の本格普及に当たっては、欧米で安全性が認められている水素スタンドを我が国に導入しようとする、規制対応の結果 2 倍以上のコストが掛かるといった指摘があり、この解決が喫緊の課題となっている。具体的には、市街地における液化水素スタンドの設置、使用可能鋼材に係る性能基準や特定設備・配管等の設計係数などにおいて、我が国における対応が遅れている可能性がある。欧米の規制との国際比較の結果を十分に活用して、過剰とならないよう規制を合理化し、安全性と経済性とを両立させながら水素インフラの構築を推進する。

ウ 我が国の優れた技術力を生かした車両開発を実現するための環境整備

燃料電池自動車向け燃料電池システムの世界市場は、2015 年度には 344 億円であるが、2025 年度には 2 兆 9,000 億円規模になると予測されており（民間試算）、燃料電池自動車の車両について、本格普及を見据えた規制改革を行う。

現在、燃料電池自動車に係る世界統一技術基準策定の活動が行われており、これを国内法規に円滑に組み込み、燃料電池自動車の相互認証を実現させるための規制改革を行う。例えば、車両及び圧縮水素タンクを同じ法規の中で捉える等整理の方策について検討する。

また、開発中の燃料電池自動車をテストコース等で走行させる際、車両の圧縮水素タンクに係る容器検査を不要とするなど、車両開発を加速させるための手続簡素化を行う。

エ 燃料電池自動車の世界統一技術基準の確立におけるリーダーシップの発揮

我が国の国際競争力ある燃料電池自動車をグローバルな市場に投入していくことを見据え、既存の枠組みを超えた技術革新や今後の市場を見通した取組により、世界統一技術基準の確立におけるリーダーシップを発揮していく。

③低炭素社会の推進

ア 産学官連携による低炭素社会推進と経済成長の両立

低炭素社会の推進を新たな経済成長の機会と捉え、産学官連携による革新技術の開発、既存の先進技術の普及の障害となっている規制を見直す。

イ 産業部門、民生部門、運輸部門等における多面的な低炭素社会への取組

前述の再生可能エネルギーや分散型電源等の供給力拡大や次世代自動車の世界最速普及は、低炭素社会の観点からも非常に重要な取組である。

また、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、改正容器包装リサイクル法の見直し時期が到来したことを契機に、同法を所管する府省において、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については根本から再検討する。

その他、民生部門の省エネ化を図るため、スマートメーターやエネルギーマネジメントシステムを組み込んだ省エネ住宅・建物の普及や温室効果がより小さい冷媒を用いた冷凍空調機器の速やかな普及を図る。

(2) 具体的な規制改革項目

① エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

ア 石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化

東京電力福島第一原子力発電所事故以来、我が国の安価で安定的なエネルギー供給に大きな支障が生じている。この重大問題を克服するため、当面、石炭火力の位置付けを見直し、その役割を高めていくことが喫緊の課題である。一方、石炭火力の活用に伴い、温室効果ガス（CO2）の排出量が増大することになる。

この問題に対しては、電力の安定性、経済性、環境保全及び安全性といった「3E（Energy Security , Economic Efficiency , Environment）＋S（Safety）」の観点から、バランスよく解決を目指していくことが重要である。

この点、石炭火力発電に対する現行の環境アセスメントは、CO2削減のため個々の事業者に過重な環境保全措置を求めている面があり、事業見通しを困難にしている。結果として新規参入の障壁になるなど、安価で安定的なエネルギー供給の妨げになっている。

したがって、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むため、今後、石炭火力については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（4月25日経済産業省・環境省）において明確化されたCO2の取扱い等に基づき対応すると共に、環境アセスメントの期間短縮（従来3年程度かかる火力のリプレースを1年強程度に短縮等）を着実に進める。

イ 電力システム改革

広域系統運用機関の設立につき【平成27年を目途に設立】

電気の小売業への参入の全面自由化につき【平成28年を目途に措置】

法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化につき【平成30～32年までを目途に措置】

我が国の電気事業制度は、戦後から、垂直一貫体制による地域独占と総括原価方式により投資回収が保証された仕組みが維持されてきた。平成7年以降、4次にわたる制度改正により、発電部門や小売部門における部分自由化等が実現したが、一般電気事業者の地域独占を中心とする基本的な供給構造に変化はなく、自由化や競争は極めて不十分との指摘がある。加えて、平成23年の東日本大震災直後の電力危機によって、我が国の電力供給システムに内在していた問題点が露呈したことも事実である。

こうした課題等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、現在の電気事業制度についてゼロベースでの見直しが行われ、本年2月に最終報告書が公表された。報告書は、戦後から続いた我が国の電力供給構造全体を包括的に改革し、事業者や需要家の選択や競争を通じた創意工夫による安定的な電力供給システムの実現を目指す内容となっている。本年4月には、報告書を踏まえ、電力の安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とした「電力システムに関する改革方針」が閣議決定されたところであり、今後この方針に沿って改革を進めることが重要である。

したがって、電力システム改革については、本年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容を踏まえ、(1) 広域系統運用機関(仮称)の設立、(2) 電気の小売業への参入の全面自由化、(3) 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化を着実に実施する。

ウ 風力発電

a 風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置【平成25年検討・結論、結論を得次第措置】

再生可能エネルギーの固定買取制度の導入等を背景に、第二種電気主任技術者の選任が必要な設備が急増し、そのために再生可能エネルギー発電事業者において、第二種電気主任技術者の要員確保が困難な状況が発生している。この問題は、都市部から離れた地域に立地する風力発電施設において特に深刻である。

一方、電気事業法施行規則第52条第1項では、電気事業法第43条第1項に定められた電気主任技術者の選任を「発電所・変電所等を管理する事業場を統括する事業場」(以下「統括事業場」と略称する。)ごとに行うことができることとされている。このため、統括事業場を設置すれば、個別の発電所・変電所等に第二種電気主任技術者を配置する必要がなくなり、要員不足の問題も軽減されるはずだが、実際には風力発電における統括事業場の設置はほとんど認められていない。

したがって、複数の風力発電所及び変電所を直接統括する事業場に電気主任技術者を選任することで、個別の風力発電所及び変電所における電気主任技術者の選任に替えることができる要件について、風力発電所等における監視の実態を踏まえ、具体的な要件を明確化する。

b 風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討【平成 25 年度検討・結論】

風力発電設備はその規模に比して狭い土地に設置することが可能である。また、作業道の整備、観光客の誘致など、農村の振興に寄与している事例も存在する。このことから、一定の条件を設けたうえで農地転用を可能とすべきではないかと考えられる。

したがって、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。

エ 太陽光発電

電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

従来、太陽光発電所には専用の受変電設備が設置されていなかった（余剰買取制度のもとで、受変電設備を需要設備側と共用していた）ところ、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入（平成 24 年 7 月）後、専用の受変電設備が設けられるようになった。

専用の受変電設備を太陽光発電所に設置する設備構成は、従来の保安規制では想定されていなかったため、当該受変電設備に対して、他の高圧受変電設備と同等頻度の点検を新たに義務付ける検討が経済産業省において行われている。しかし、近年における機器の安全性能の向上や、遠隔監視を始めとした技術の進展等を十分考慮せず、従来の手法のままで、点検頻度のみ他の高圧受変電設備と同一にすることは、太陽光発電所の安全を確保するうえで合理的な方法とはいえない。

したがって、電気主任技術者による太陽光発電の受変電設備の点検頻度の検討に際して、事故リスクの実態や、遠隔監視をはじめとした技術の進展等を踏まえ、保安規制手法の合理化について検討し、結論を得る。

オ 地熱発電

a バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し【バイナリー発電設備については平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始】

地熱発電施設には、原則としてボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画の届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下この節におい

て「選任等」と略称する。)が義務付けられてきたところ、バイナリー発電設備に関しては、電気事業法施行規則等の改正(平成24年4月17日)により、一定の要件(①熱源(一次系)が専ら輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気、②媒体が不活性ガス、③出力300kW未満等)を満たす場合には選任等が不要とされた。

この要件に該当しない熱源を利用する場合には、従来どおり選任等が必要であるが、バイナリー発電は無人運転するものもあり、事故時に人的被害が生じるおそれが低いことなどから、選任等を不要とする範囲を拡大する余地はあるものと考えられる。

このことを踏まえ、出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸化水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、選任等の不要化につき検討する。

また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。

b 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化【平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置】

温泉法第3条では、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削」する場合には都道府県知事に申請し、許可を受けることが必要とされている。一方、これが行政指導で拡大解釈され、「温泉の湧出が見込まれる」場合には「温泉をゆう出させる目的」でなくても掘削許可が必要とされている。平成24年3月27日に環境省が策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」においても、「資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要」と記載されている。

こうした行政指導は、目的を偽って掘削が行われるのを防ぐ等、温泉資源の保護を目的に行われてきたものと認識しているところ、不正な掘削等は温泉法第38条の罰則規定及び同第10条に基づく原状回復命令等により厳正に対処すればよいのであり、法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求めるのは適切な対応とはいえない。

したがって、温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。

カ 小水力発電

a 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①（短期間の水利使用）【平成25年度検討・結論、結論を得次第措置】

慣行水利権が設定された水路に新規の水利使用許可の申請を行う場合、過去10年間にわたる流量の分析結果を添付しなければならない。しかし、慣行水利権は、流量調査が行われていないことも多く、許可申請に必要な流量データを集めることが困難な場合がある。

これについて、平成23年3月付「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」の「8 小水力発電のQ&A」において、「慣行水利権が明確化されるまでの措置として、取水実態を確認するために1年間の流量調査を行った後に、短期間での小水力発電の水利使用の許可を行う場合もあります」と記載されており、10年間の流量データがなくても流量調査を1年間行えば許可される場合があるものと読み取れるが、どのような場合に許可が行われるのか、その条件が明記されていない。

したがって、慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。

b 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②（新規の発電水利取得）【平成25年度検討・結論、結論を得次第措置】

農業用水や水道用水など、既に水利使用の許可を得ている水を利用して水力発電（いわゆる「従属発電」）を行う場合、その許可申請に当たり、流量の確認資料を省略できるなど、許可手続に必要な書類等の簡素化が図られている。

一方、慣行水利権が設定された水路については、発電のための水利使用許可を申請するに当たり、当該書類等の簡素化が認められていない。これは、慣行水利権が設定された水路においては取水量が河川管理者に報告されておらず、小水力発電設備の設置前後の比較確認が行えない（不当に取水量を増やしていたとしても確認できない）等の理由による。

しかし、不当に取水量を増やしていないことの確認は、長期間にわたる事前の流量調査のように、申請者に重い負担が生じる方法ではなく、例え

ば取水量が減るはずの非かんがい期に、営農には不要な取水を行っていないかの確認を含むより短期間での流量調査により許可することも想定される。小水力発電の普及を促進する観点から、こうした検討を積極的に行うべきと考えられる。

したがって、慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置に関して、設置前後において取水量が変わらないことについて、慣行水利権に係る取水量の期別変動等を踏まえた確認方法等の検討を行った上で、新規の発電水利権を得る際の手続の簡素化を行う。

c 豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量【平成 25 年度措置】

河川法に基づく水利使用許可では、最大取水量及び最大使用水量が定められている。

融雪や降雨による増水時など、河川の流量が多い時期（豊水時）においても、定められた上限を超える取水を行うことはできず、取水できなかった豊水時の河川流水は、利用されないままで海に流出している。

こうした未利用の河川流水を活用した発電を行うには、最大使用水量を増量する水利権許可を得なければならないが、当該許可は地元関係者等の同意の状況や河川環境への影響等を総合的に勘案し、河川管理者が個別に判断することとされており、その判断に際して新規の水利権取得並みの手続を求められる場合がある。しかし、既に許可が得られている水利使用の変更である以上、取水環境が変わらない場合などについては手続の簡略化が可能ではないかと考える。

したがって、設備容量に余裕のある小水力発電施設において、取水環境が変わらず、河川環境等に影響を与えないなどの一定の条件を満たせば、最大使用水量を増量する場合における水利権許可を新規の水利権取得として扱わない旨を、周知する。

d 山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

小水力発電のため、本川取水に加え河川の支流から追加的・補助的に取水する、いわゆる溪流取水をしようとする場合において、これら溪流の多くが山間奥地に位置し、取水量の管理が極めて困難であるため、溪流からの取水を取りやめているケースがある。

国土交通省では、水力エネルギーの有効利用に係るワーキング・グループを設置し、既設の小規模取水設備の取水管理の検討を行っているが、具

体例をもとに、取水管理の簡素化の要件と内容を明確にする必要がある。

したがって、取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキング・グループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。

キ 再生可能エネルギー共通

a 再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

前述のとおり、再生可能エネルギー発電事業者からは、第二種電気主任技術者の要員確保が困難であるとの意見が示されている。一方、第二種電気主任技術者免状の交付者数は4万人を超えていることから、当該資格の保有者は不足しておらず、当該資格者の確保が困難な理由は他にあるのではないかと指摘もある。

したがって、再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。

b 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置【平成 25 年度早期措置】

変電所のバンク逆潮流制限がメガソーラーや小水力発電施設等の普及のボトルネックになっているところ、平成 25 年 5 月 31 日に「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」が改正されるなど、当該制限の緩和のための制度的措置はなされている。

しかし、当該制限が緩和されたとしても、実際にバンク逆潮流を可能にするためには新たな設備投資等が必要であり、その費用負担の在り方については引き続き検討が必要である。

したがって、バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。

c 補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用【平成 25 年度措置】

地方自治体等において、資産の有効活用や再生可能エネルギーの普及促進を図る目的で、保有施設においてソーラーパネル等の再生可能エネルギー発電設備を設置する例が増えている。これにより、自治体等には売電収入（自ら設置した場合）や使用料収入（屋根の使用許可等の形で第三者に設備を貸し出した場合）等が得られるメリットがある。

こうした保有施設の多くには、その整備に際して国の補助金等が活用されている。そして、補助金適正化法第 22 条は「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と定める一方、再生可能エネルギー発電設備を設置して収入を得ることが「補助金等の交付の目的に反」するか否かを明示していない。

したがって、太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設の設置のため第三者に有料で設備の使用許可（いわゆる屋根貸し等）を行うに当たり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。

ク 環境アセスメント

a 風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定【平成 25 年度早期措置】

環境アセスメントにおける火力発電所リプレースの国の審査期間は全体で 150 日程度確保されているところを 45 日程度に短縮することを国は目指している。

したがって、風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間についても全体で 45 日程度に短縮した目標を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。

b 配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

風力・地熱発電に係る環境アセスメント期間を「概ね半減」との政府目標を達成するためには、通常方法書手続後に行われ、少なくとも 1 年以上を要することが一般的な環境影響調査の実施時期を前倒し、配慮書段階以前から方法書段階の手続と同時並行的に調査を行うこと（環境影響調査の前倒し・並行実施）や国における環境情報整備が不可欠である。

したがって、環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。

c 風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

風力・地熱の環境アセスメントの迅速化・簡素化のためには、既存の環境基礎情報や、バードストライク等に関する発電所設置後の事後的な調査情報等、環境アセスメントに関する情報や知見を事業者が利活用できる環境の整備が極めて重要である。

したがって、風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査を更に簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。

d 風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続【平成 25 年度上期措置】

平成 25 年 4 月から新たに導入された配慮書手続は、発電事業の計画段階で実施され、事業計画について複数案を設定することが現実的ではないと認められる場合等を除き、複数案を設定することとしている。一方、配慮書手続の運用に当たっては、風力及び地熱発電事業はその事業特性・地域特性から、規模、位置に関する複数案の設定が困難なケースが少なくない。

したがって、「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。

e 地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略【平成 25 年度検討開始、結論を得次第措置】

地熱発電に係る硫化水素の拡散予測評価において、シミュレーションのみでは地形影響が予測できないため風洞実験を実施している。しかし、風洞実験の設備は現状 4 か所のみと限定されており、試験時期確保の制約により、環境影響評価手続が長期化する要因となっている。

したがって、地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。

ケ 火力発電

溶接安全管理検査制度（火力設備）の縮小【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

火力発電設備等の電気工作物の保安規制については、適正な安全水準の確保・維持を前提に、政府の直接的規制の必要最小化、当事者たる民間企業による自主検査の導入・拡大を基本方針としつつも、国、審査機関、設置者及び製造者の間で適切な役割分担がなされるよう、それぞれの専門性や責任範囲、負担すべきコストの公平性等の要素を考慮しつつ、自主保安の運用実績や関連技術の進展等に応じた見直しに取り組む必要がある。

一方、電気事業法に基づく火力発電設備の溶接安全管理検査制度は、設置者に課されているボイラー等耐圧部分の溶接事業者検査及び溶接安全管理審査受審の義務が過剰な負担となっているとの指摘がある。

したがって、平成 12 年に導入された同制度について、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。

コ マンション高圧一括受電

a 既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡【平成 25 年度措置】

マンション高圧一括受電サービスは、マンション等の集合住宅において、電力契約を住戸ごとの個別契約（低圧）から管理組合等による一括契約（高圧）に変更することによって、比較的割安な料金体系を適用するサービスの総称であり、電力消費の可視化や「デマンドレスポンス」等の高付加価値サービスと連携させることによって高い省エネ効果が得られる点でも注目されている。

既築マンション等においては、通常、住戸ごとに一般電気事業者との間で個別契約が結ばれており、電気の供給は、屋外の引き込み線からマンション内の借室電気室に設置された一般電気事業者資産の変圧器等を經由して各住戸までなされている。これを高圧一括受電契約に切り替えると、マンション内の各住戸への供給は、一般電気事業者から高圧一括受電サービス事業者（以下この節において「サービス事業者」と略称する。）の責任範囲となることから、変圧器等の既存設備をサービス事業者等のものに入れ替えることが求められている。この際のコストや手間が、サービス導入を妨げる一因となっている。

そこで、一般電気事業者資産の設備が適正な残存簿価等によりサービス

事業者又はマンション管理組合へ資産譲渡されれば、そもそも設備の入れ替えが不要となり、それによってサービス導入の機会拡大や既存設備の有効活用に大きく貢献するものと考えられる。

したがって、マンション高圧一括受電サービスの導入促進の観点から、一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合またはサービス事業者からの求めに応じて、設備品目や買取価格等を含め設備譲渡が公平に行われるよう、必要に応じてルール化を検討する。

b 高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検

停電を伴わない点検方法を認めるなどの必要な措置につき【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

受変電設備に対する停電点検を 3 年に 1 回とできる詳細要件につき【平成 25 年度上期措置】

高圧一括受電サービスを導入したマンションの受変電設備は、サービス事業者又はマンション管理組合の自家用電気工作物の扱いとなることから、設置者たるサービス事業者等に自主保安体制の確保が義務付けられる。サービス事業者等は、通常、電気主任技術者不選任承認制度を利用して保安管理業務を外部委託するケースが多いが、その場合、経済産業省内規において、電気主任技術者を選任した場合と同等の保安レベルを確保するための点検頻度が定められている。

マンション等における住居部分等の低圧部については、一般用電気工作物に相当するものであること等の理由から、その点検頻度についても一般用電気工作物と同様、4 年又は 5 年に 1 回住居に立ち入れれば済むよう、平成 24 年 3 月に経済産業省内規が改正された。

一方、高圧部については、年 1 回以上（高信頼設備の場合は 3 年に 1 回以上）の法定点検が一律に求められている。このため、点検の際に発生する停電が需要家の利便性を損ない、高圧一括受電サービス普及の大きな障害となっている。

現状でも停電を回避する手段はいくつか認められているが、それらは、迂回路の設置又は電源車の使用、もしくは自社において電気主任技術者を常時勤務させることにより年次点検の頻度を任意に設定するものであり、これらはサービス事業形態からすれば高コストであり非現実的である。

したがって、需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備の点検において、

保安上の支障がないこと等の一定の要件を定め、これを充足するときは、停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。

また、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を明確化する。

c 送配電工事ルールの見直し【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

需要家側の都合による受電盤の設置位置の変更等に伴う系統からの引き込み線の工事は、所有者たる一般電気事業者の送配電部門が需要家との調整、管理及び工事実施を行っている。一方、この工事の受付窓口は、一般電気事業者の営業部門又は新電力が担っており、本来、送配電設備の一部である引き込み線などの受付窓口は、一般電気事業者の送配電部門に一元化すべきとも考えられる。

したがって、受電盤の設置位置の変更等に伴う電力会社側引込線の工事における受発注契約、出納事務及び工事実施について、一般電気事業者（営業部門）と新電力との間でのイコールフットィングや需要家の負担に留意しつつ検討を行い、その結果を明確化する。

サ スマートコミュニティ

a 特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

特定供給は、電気事業法に基づく許可を受けて密接な関係のある需要家へ自営線により電気を供給する非電気事業であり、例えば、コンビニート内等において発電した電気を他の工場や子会社等に供給するケースが認められている。許可に当たっては、①電気を供給する事業を行う者と供給の相手方との間に、資本関係や組合を設立している等の密接な関係を有していること、②一般の需要家の利益を阻害するおそれがないことが求められる。需要家との間で密接な関係が存在することから、自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められ、需要家への供給義務や料金規制等は課せられていない。

また、特定供給者は、従来自らが有する電源により需要の全てに応じることを求めてられていた（自己電源保有比率：100 パーセント）が、卸供給規制の緩和等により他者からの電源調達が可能になったことや、分散型電源の導入促進の観点から、電力会社等からバックアップを受ければ、自

己電源保有比率が 50 パーセントであっても供給が可能となるよう、平成 24 年 10 月に審査基準が改正された。

このように、特定供給は、現行の電気事業法で規定されている他の自営線供給手段と比較して経済合理性を備えた電気供給方式の一つであると言える。このため、特定供給のスキームを活用して地域のエネルギーマネジメントを実現しようとする計画が複数の自治体・企業等で検討されている。しかし、自己電源保有比率 50 パーセントの規定が依然として負担となっていることに加え、自己電源として再生可能エネルギー及び蓄電池の組合せ等が認められるか不明確であったことにより、事業の実施が困難となっている事例がある。

したがって、地域のエネルギー需給最適化やその関連事業の促進の観点から、自家発自家消費の延長線上にあるという特定供給の趣旨に鑑み、自己電源の保有要件は維持しつつも、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率の見直しなど事業者の負担軽減につながる方策を検討する。

また、特定供給の許可基準における自己電源として、蓄電池と再生可能エネルギーとの組み合わせや燃料電池が認められることを明確化する。

b 高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し等【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

スマートコミュニティやスマートグリッドの実現に重要かつ不可欠な基盤となるのがスマートメーターである。スマートメーターは、実時間かつ遠隔による電力消費の計量・記録、給電制御等の機能を備えた次世代電力計であり、需給調整契約、時間帯別料金契約、節電取引等の魅力ある省エネ・節電サービスの一翼を担うとともに、需要家の選択肢拡大等にも貢献するものである。

高圧以上の需要家に適用される現在のスマートメーターに関しては、需要家側インターフェースが一般電気事業者の独自仕様であり、かつ、アナログ形式となっているため、需要家側にサービス制約やコスト負担を生じさせている可能性がある。

スマートメーターの位置付けは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化（デジタル化）の検討を行う。

また、スマートメーターの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続を求める。

シ ガスパイプライン

河川横断するガス導管敷設工事の渇水期（11～5月）以外の施工許可【平成 25 年度措置】

効率的・安定的なガス供給体制の整備を図るため、ガス導管事業等のインフラ整備の円滑化を進めなければならない。

一方、シールド工法や推進工法等を用いた河底横過によるガス導管敷設工事の際に必要な河川法に基づく工作物の新築等の許可について、渇水期（11～5月）以外の施工許可の可否が明らかでない。

したがって、工事の実施時期の柔軟性を確保する観点から、地盤等の状況を確認し、河川保全上問題がない場合は、渇水期以外の期間に施工することが可能であることを河川管理者に周知徹底する。

ス 熱利用

太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し【平成 24 年度検討開始、平成 25 年度結論、結論を得次第措置】

太陽熱利用給湯システム（太陽熱給湯システムから供給されるお湯に水量の不足分に応じて水道水を加え、その温水を必要に応じてガスで加熱する仕組み）は、現行の水道法（省令）では想定されていない新しいシステムである。

太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討を行い、結論を得る。

また、太陽熱の蓄熱ユニットから配管する温水と、水量の安定のための逆止弁（必要に応じ更に減圧弁）をつけて水道から並行配管する水を合流させてガス給湯器に接続する場合の安全性を検証するとともに、逆流防止装置の適切な配置やシステム全体として求められる装置の新たな基準の設定の必要性についても検討を行い、結論を得る。

セ 省エネ

a 環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定【平成 25 年度措置】

国土交通省は、平成 23 年 3 月 25 日付「建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用等について（技術的助言）」により、容積率制限緩和の許可基準について、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可に係る事前明示性を高め、併せて、許可手続の円滑化、迅速化に努め

ることが望ましいとし、各特定行政庁に対し、包括同意基準の整備を促した。

しかし、容積緩和の取扱詳細や基準等を定めた各特定行政庁の要綱が未整備の場合もあり、包括的同意基準まで運用を開始している特定行政庁は限定的な状況にある。

したがって、ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。

b 特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定【平成 25 年度措置】

国土交通省は、平成 23 年 3 月 25 日付「建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用等について（技術的助言）」において、許可準則を定めている。この許可準則において「電気事業の用に供する開閉所及び変電所」は明記されているものの、特定電気事業、特定規模電気事業及び特定供給の用に供する開閉所及び変電所については記載がない。

したがって、特定電気事業、特定規模電気事業及び特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を発出し、周知徹底する。

ソ エネルギー供給・流通構造のレジリエンス

a 非常災害時におけるカーフェリー等による危険物（タンクローリ）の輸送【平成 25 年度措置】

ガソリン、LPG の海上輸送においては、原則として、一定の人数を超える旅客と同時に輸送することは禁止されているが、地方運輸局長の特別許可があれば一定量は特例として輸送が認められている。

一方、東日本大震災の際には、最低限の安全対策が確認できれば地方運輸局長の許可手続も省略できるとされたところであり、将来の非常災害時にも同様の特例措置が講じられることを平常時に周知しておくことが必要である。

したがって、非常災害時には、ガソリン・LPG の緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策（①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる）を確保していることが確認できれば、地

方運輸局長の許可手続は省略し得ることを地方運輸局に通知するとともに、国土交通省ホームページを通じて広く周知徹底する。

b 非常災害時における危険物の貯蔵・運搬【平成 25 年度措置】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならないが、所轄消防長又は消防署長の承認を受ければ、指定数量以上の危険物を 10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合ことができるとされている。

そして、この仮貯蔵、仮取扱いに関して、東日本大震災の際には、消防庁において「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項」（平成 23 年 3 月 17 日付事務連絡）が取りまとめられた。

したがって、災害により危険物施設が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知する。

c 常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論、結論を得次第措置】

災害発生時等の非常時のみに使用される非常用発電機は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物排出規制の対象外とされているが、常用発電機（常用・非常用を兼用するもの。）を非常時に使用する場合は同規制の対象とされている。

そのため、常用発電機を非常時に使用する場合、窒素酸化物の排出基準を達成するための脱硝装置の運用が必要であり、その運用には尿素の希釈又は混合気の冷却のための水が必要となることから、平常時における断水対策の追加負担が生じている。

したがって、常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。

d コージェネレーション設備の設置に係る「工事計画届出書」の期間の短縮【平成 25 年度措置】

電気事業法第 48 条に基づく電気工作物の設置又は変更の工事の計画の届出は、保安規制の観点から実施されており、届出の日から 30 日を経過した後でなければ当該届出に係る工事を着工してはならない。

ただし、上記の 30 日の期間を短縮することに合理的な理由があり、届出書類に不備がなく、当該工事計画が電気事業法第 48 条第 3 項の規定に適合しているなど審査を速やかに終了することが可能な場合、電気事業法第 48 条第 3 項に基づき、期間を短縮することが可能である。

したがって、非常時等におけるコージェネレーション設備の設置を迅速化する観点から、電気事業法の規定に基づき必要となる工事計画届出書について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通過している設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化する。

e 熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和【平成 25 年度措置】

一部の需要家に対し、優先的に熱供給を実施することは、需要家利益の保護の見地から不適當であるが、天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、正当な理由に基づいて一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能とされる。

したがって、仮にこのような行為を行ったとしても熱供給事業法第 14 条 2 項 4 号の「不当な差別的取扱い」には当たらないことを熱供給事業者
に周知する。

②次世代自動車の世界最速普及

ア 水素スタンド

a 液化水素スタンド基準の整備

高圧ガス保安法につき【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

※国際先端テスト実施事項

消防法につき【高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置】

建築基準法につき【高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置】

圧縮水素スタンドについては、平成 17 年、高圧ガス保安法に新たな技術基準が策定され、それを受けて建築基準法上の用途地域（商業地域、住居

地域等の市街地)への設置が可能とされた。

他方、液化水素を受け入れて貯蔵し、気化させて燃料電池自動車に充てんするタイプの液化水素スタンドについては、高圧ガス保安法(省令)に性能要件を定めた特定の基準がなく、建築基準法上の用途地域への建築の可否が不明瞭であり、ガソリンスタンドへの併設もできない状況である。

したがって、まず初めに経済産業省は、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。

また、液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合、消防庁は、それを踏まえて液化水素スタンドとガソリンスタンドを併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得るとともに、国土交通省は、建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。

b 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備【平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置】

※国際先端テスト実施事項

70MPa級水素スタンドの使用可能鋼材は、「一般高圧ガス保安規則関係例示基準」において、十分に耐水素性能を有する鋼材が例示されているところ、蓄圧器、配管の材料として現在例示されているのは、高度に耐水素性能を有する鋼材2種類のみで、いずれも高価である。

そのため、安全性と低コスト化を両立する非常に有効なクロムモリブデン鋼等の例示にない鋼材を使用する場合、海外で使用実績があっても、国内事業者は、上記鋼材と比較して十分な耐水素性能を有することを証明しなければならない。

したがって、海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。

c 水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化【平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置】

水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数(安全率)について、我が国では4倍で設計、製造する際には大臣特別認可は不要となっている。

国内事業者は、海外では第三者認証機関等の審査を経て 2.4 倍で設計、製造されているものであっても、特定設備については、全て大臣特別認可を取得しなければならず、配管についてもその安全性を証明しなければならない。

したがって、特定設備、配管等の設計係数については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても 2.4 倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。

d 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備

高圧ガス保安法につき【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論、結論を得次第措置】

建築基準法につき【高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置】

高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、1 日当たりの処理能力が 30 m³未満の小規模な圧縮水素スタンドについては、市街地に設置する場合の明確な技術基準がなく、大規模な圧縮水素スタンドと同一の技術基準が適用される。

したがって、公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、経済産業省は、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る 1 日当たりの処理能力が 30 m³未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。

また、小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合、国土交通省は、それを踏まえて建築基準法第 48 条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。

e 高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置（水を電気化学反応により酸素と水素に分解し、水素のみを昇圧する仕組み）は、最新の技術開発によって生み出されたものである。反応器特有の熱暴走リスクに違いのあるこの昇圧装置が、特定設備検査規則第 2 条第 2 号の「反応器」に該当するか明らかでない。

したがって、水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。

f 市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定【平成 25 年度措置】

ガソリンスタンドは、住民らにとって必要なものであることから、都道府県知事による市街化調整区域への開発許可対象とされているが、水素スタンドについては開発許可対象とされるかが明確になっていない。

したがって、安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第 29 条の 7 に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。

g 市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

建築基準法では、用途地域毎に水素貯蔵量の上限が定められており、2015 年の燃料電池自動車普及開始時には主要なスタンド建設地となる市街地では、水素供給事業を成立させるに十分な水素を貯蔵できない。

また、国土交通省は、平成 23 年 3 月 25 日付「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」において、地方公表団体の長による個別許可を受ければ、必要な量の圧縮水素を貯蔵できることとしているが、個別許可に係る水素供給事業者の負担は少なくない。

したがって、市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。

h 水素トレーラーが運送に用いる高圧水素複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論、結論を得次第措置】

燃料電池自動車の高圧水素容器は、85℃まで温度上昇が認められている。一方、水素トレーラーが運送に用いる高圧水素複合容器については、常に 40℃以下に保つことが求められ、トレーラー 1 台を充てんするのに約 6 時間が必要となる。

水素トレーラーによる水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、水素トレーラーが運送に用いる高圧水素複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の高圧水素容器と同一の 85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。

i 70MPa 水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

プレクーラーに供する冷凍設備（以下「冷凍設備」と略称する。）以外の高圧ガス設備については、敷地境界や道路との離隔距離が 8 m であるのに対し、冷凍設備に対しては、近隣住宅等から 10m 程度の離隔が求められている。加えて、蓄圧器については、鉄鋼または非鉄金属製のものに限られている。

したがって、水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。

また、複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。

イ 燃料電池自動車

a 高圧水素容器の充てん終了圧力の緩和【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】※国際先端テスト実施事項

燃料電池自動車に装備される最高充てん圧力 70MPa の高圧水素容器には、充てん終了時の圧力として 70MPa しか認められていない。実際には、ガス充てん時に容器内部のガス温度が上昇するため、充てん終了時の圧力 70MPa 以下に抑えようとする、最高充てん圧力までの充てんはできない。

そのため、海外と同じ設計・性能の高圧水素容器であり、海外では 85°C で 87.5MPa までの充てんが認められている容器であっても、その貯蔵能力を十分に活用できない。

したがって、燃料電池自動車に係る高圧水素容器（最高充てん圧力 70MPa の容器）の充てん終了圧力について、HFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準）を踏まえ、85°C で 87.5MPa を可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。

b 燃料電池自動車の高圧水素容器及び水素トレーラーが運送に用いる高圧水素複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容

燃料電池自動車の容器につき【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】※国際先端テスト実施事項

水素トレーラーの容器につき【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論、結論を得次第措置】※国際先端テスト実施事項

燃料電池自動車の高圧水素容器に装置される容器安全弁、及び水素トレーラーが運送に用いる高圧水素複合容器に装置される容器安全弁の方式は、

「容器保安規則関係例示基準」において、溶栓式安全弁のみが例示されている。一方で、低コストのガラス球式安全弁等、様々な熱作動式安全弁が開発されている。

しかし、上記例示基準に列記されていない方式の安全弁を使用するには、事業者は、当該方式が使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動することを証明しなければならない。

したがって、HFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準）を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。

c 燃料電池自動車の高圧水素容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備【HFCV-gtr のフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置】※国際先端テスト実施事項

燃料電池自動車に装備される高圧ガス容器及びその附属品の使用可能鋼材については、十分に耐水素性能を有するステンレスやアルミの一部が例示されている。

同じ名称の材料であっても、各国の材料規格で定められる構成成分の許容範囲が微妙に異なることから、国内向けと海外向けで共通の材料を使用することができない。

したがって、燃料電池自動車の高圧水素容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。

d 燃料電池自動車等の車両と高圧水素容器に係る法規制のパッケージ化【平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置】

欧州各国、米国、カナダ、韓国等の諸外国では、燃料電池自動車において、車両と高圧水素容器を同じ法規の中で一つのパッケージとして捉えて、HFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準）の策定後、それを前提とした認証の相互承認の実現を目指した取り組みが開始される予定である。

国内では車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器をそれぞれ道路運送車両法と高圧ガス保安法という別々の法規で規定しており、高圧ガス保安法には海外との間で認証の相互承認を可能とする制度が整備されていない。

また、日本から海外に燃料電池自動車を輸出するには、圧縮水素自動車燃料装置用容器と容器附属品について、輸出先の国ごとの認可を取得する必要があり、海外から燃料電池自動車を輸入する際にも煩雑な手続が必要となる。

したがって、HFCV-gtr の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。

e 燃料電池自動車の高圧水素容器に係る年号等の表示方法の統一化【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

燃料電池自動車の高圧水素容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年月日の表示順番が異なっていたり、西暦表示と和暦表示が混在していたりする。

したがって、これらの年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。

f 燃料電池自動車に係る車両の継続検査と高圧水素容器の再検査の有効期限の整合【平成 25 年度措置】

地方運輸局長指定の民間車検場では、車検満了日から 45 日前に車検を行い、国から所有者に新しい「車検証」と「検査標章」が交付される前でも自動車が公道走行できるよう「保安基準適合標章」を交付することが可能とされている。一方、車検満了日の 45 日前から 31 日前までの間に燃料電池自動車の車検を受けるために、高圧水素容器の再検査を受けると、次の車検有効期限前に、当該容器の再検査有効期限が切れるという不整合が生じる。

したがって、燃料電池自動車の高圧水素容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1か月から2年2か月に延長する。

g 車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加

ガスの種類の記載につき、【平成 25 年度措置】

QR コード等による記載につき【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論、結論を得次第措置】

燃料電池自動車の高圧水素容器への充てん時に、容器に表示された充てんすべきガスの種類を確認することが求められている。容器の表示に代わるものとして充てん口に車載容器総括証票が貼付されるが、同証票にはガスの種類を記載する項目がないため、容器本体の刻印事項を確認する必要がある。

したがって、燃料電池自動車の高圧水素容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。

また、車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部に QR コード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。

h 燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化【平成 25 年度措置】

高圧ガス保安法第 63 条第 1 項は、高圧ガス容器の所有者（又は占有者）は容器が盗まれた際、都道府県知事又は警察官に事故届を提出するよう義務付けている。

したがって、警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、同項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。

i 燃料電池自動車からの一般住宅等への給電（V2H）の実施に向けた電気事業法の整備【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

一般住宅等に導入される定置用燃料電池については、小出力発電設備（一般用電気工作物）に位置付ける電気事業法の整備が平成 17 年になされた。一方、圧縮水素ガスを燃料とし、改質等を伴わないなど構造が異なる燃料電池自動車は、小出力発電設備としてみなされるための要件がそのまま適合できないという課題がある。

したがって、燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は

燃料電池自動車を小出力発電設備（一般用電気工作物）として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。

j 電気自動車等からの自家用電気工作物（高圧需要場所等）への給電（V2H）の実施に向けた電気事業法の整備の検討【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

電気自動車等からの給電を一般用電気工作物（一般住宅等）に対して行う場合については、技術基準の整備（電気設備の技術基準の解釈第 199 条の 2）が行われたが、自家用電気工作物（工場・ビル等の高圧需要場所等）に対して行う場合については明らかではない。

したがって、電気自動車等からの給電を自家用電気工作物に対して行う場合について検討する。

k 開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

公道走行を行わない開発中の車両に搭載する高圧水素容器（及び容器附属品）についても、高圧ガス保安法に基づく容器検査、附属品検査への合格が必要となる。一方で、道路運送車両法が規制しているのはナンバーの付いた車両のみで、公道走行を行わない開発中の車両については、道路運送車両法に基づく車両の認可を取得する必要がない。

そのため、開発中の燃料電池自動車を自動車会社の国内テストコース等で走らせるためには、容器の開発をほぼ終了しなければならない、容器と車両を同時並行で開発できないという不合理が生じている。

したがって、燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない開発中の車両に搭載する高圧水素容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。

l 燃料電池二輪車の車両及び高圧水素容器に係る型式認定、認可制度の整備【平成 25 年度検討開始、平成 27 年度結論、結論を得次第措置】

現在、車両と高圧水素容器の両方において二輪車が法規の適用対象から除外されているため、燃料電池二輪車は、一般ユーザー向けの市場投入困難な状況にある。

したがって、燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、

二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに高圧水素容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。

m 事故に巻き込まれた燃料電池自動車の高圧水素容器からのガス放出に関する規定の整備【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論、結論を得次第措置】

一般高圧ガス保安規則第 62 条第 2 号は、水素を大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつすることとしている。

一方、燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、高圧水素容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合も考えられる。

したがって、このような場合に容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討のうえ、必要な措置を講じる。

ウ 天然ガススタンド

天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化【平成 25 年度検討開始、平成 27 年結論、結論を得次第措置】※国際先端テスト実施事項

天然ガス自動車に対する天然ガス充てん設備を併設したガソリンスタンドにおいては、天然ガスディスプレイは、ガソリンスタンドの給油空地外に設置することとされており、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができない。

特に、天然ガス自動車はトラックが多くその車両サイズが大きいため、市街地のガソリンスタンドに天然ガス充てん設備を併設しようとする場合、専用の停車スペースを確保することが困難なこともある。

したがって、消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。

エ 天然ガススタンド・水素スタンド共通

天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大【平成 25 年度措置】

天然ガススタンド、水素スタンドについて、保安監督者として丙種化学（特別試験科目）以上の高圧ガス製造保安責任者の資格と 6 か月以上の可

燃性ガスの製造に関する実務経験が必要とされている。

したがって、天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学（特別試験科目）責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。

③低炭素社会の推進

ア 排出係数

グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上の CO2 排出係数の見直し【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論】

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度では、一定の要件に該当する電気の需要家は、電気事業者（一般電気事業者、新電力等）ごとに定められている CO2 排出係数を用いて、自らの電気の使用に係わる CO2 排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

当該制度下においては、事実上 1 つの電気事業者につき 1 つの排出係数（調達電源の全電源平均）しか認められていないため、電気事業者は、自ら使用する電気に係る電源の種類やそれに応じた CO2 排出係数を選択したいという需要家ニーズに応じて、異なる CO2 排出係数の料金メニューを柔軟に提示しづらい状況にある。

したがって、電気の使用を通じて CO2 削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方等も踏まえつつ、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じた CO2 排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じた CO2 排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。

イ 冷媒

冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備【平成 25 年度検討開始、平成 25 年度以降平成 27 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置】

冷凍空調機器に使用される冷媒のうち、現在広く使用されている R-404A 等は、冷凍保安規則第 2 条において「不活性ガス」として限定列挙されている。「不活性ガス」に分類されている冷媒を使用して冷凍空調機器を製造する事業場においては、その他の冷媒を使用する工場に比べて、冷凍保安

責任者の配置義務、定期自主検査の実施義務などの要件が緩和されている。

一方、R-404A 等の冷媒は、地球温暖化に与える影響が大きいことから、より影響の小さい HFC-32 等のいわゆる「新冷媒候補」が注目されている。しかし、HFC-32 等は「不活性ガス」に分類されていない「その他の冷媒」であることから、R-404 等と比べて各種義務等の負担が大きく、コスト高となることから、その普及が阻害されている。

したがって、現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さい HFC-32 等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。

ウ 地中熱利用

オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大【平成 25 年度検討開始、結論を得次第措置】

地中熱ヒートポンプは、天候や地域に左右されない安定性、空気熱利用と異なり大気中へ排熱を出さない、省エネルギーで CO2 の排出量を削減できるなどのメリットを有し、ヒートアイランド現象の緩和や温暖化対策への効果が期待されている。

環境省は、平成 24 年 3 月 30 日に「地中熱利用にあたってのガイドライン」を公表している。揚水した地下水と熱をやり取りし、地下水を地中に戻すまたは地上で放流するオープンループ方式は、熱効率が低い反面、地域、揚水量、深度等によって規制対象となり、これがオープンループ方式での地中熱利用ヒートポンプの普及の妨げの一因となっている。

したがって、オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行う。これを踏まえ「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂について検討を行い、必要な措置を講じる。

エ リサイクル

a プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度結論を得次第措置】

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法については、大別すると材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法の二つがあるが、循環型社会形成の観点や、プラスチックからプラスチックがリサイクルループとして

望ましいという観点から、現在の入札制度となっている。この方式は、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合報告に基づき設定されたものであるが、当該報告においては、環境負荷、経済コストといった観点から各手法を評価したうえで、容器包装リサイクル法の次期見直しの際に現行の取扱いを見直すことを前提に、引き続き、容器包装リサイクル法（以下「容り法」と略称する。）の次期見直しまでの間は、現行方式を維持することとしているところである。

したがって、平成25年4月に容り法附則に基づく見直しの時期が到来したことを踏まえ、所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。

その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。

b 廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化【平成25年度上期措置】

廃棄物該当性の判断については、「物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思」をもって総合的に判断することとなっているが、産業副産物の発生者から需要家までの間の輸送コスト（発生者負担コスト）が物の販売価格を上回る場合には、その要素のみをもって廃棄物と判断する地方自治体もある。

したがって、そうしたことを防止し、産業副産物の有効利用を促進するよう、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない」旨の文書を発出することにより、解釈をより明確化する。

2 保育分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度（以下「新制度」）は平成27年度に本格施行が予定され、政府はその後5年間かけて平成31年度末を目途に待機児童を解消するとしていた。しかし、本会議は、新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目標にあらゆる取組を行うことを主張してきた。

「待機児童解消加速化プラン」が4月に策定され、平成25、26年度の2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育の受皿を集中的に整備し、あわせて、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受皿を確保する方針が示されたことを評価する。この目標を更に上回る成果が出るよう、政府においては、下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、保育サービスの質を確保しつつ、待機児童の解消を目指すべきである。

また、保育サービスの整備については、各地方公共団体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていくべきである。

(2) 具体的な規制改革項目

①株式会社・NPO 法人の参入拡大

既に平成 12 年度に認可保育所の設置主体制限が撤廃され、株式会社や NPO 法人等の参入を促すこととされている。しかし、地方公共団体の裁量で株式会社等の参入が阻害されている例は少なくない。社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、良質な保育サービスが提供されるようにすることは極めて重要である。新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に地方公共団体の裁量で認可しないとといった取扱いは許されなくなることが明文化される。新制度への移行を待たず、速やかに公平・公正な認可制度の運用を行うべきである。

ア 都道府県への通知【措置済み】

経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。

イ 参入状況の調査・公表【平成 25 年度以降平成 29 年度まで毎年度措置】

上記の通知後において、株式会社等多様な主体の参入状況について、第三者にも的確な評価が行えるように調査を行い、公表する。

②利用者のニーズに応えた保育サービス拡充

地方公共団体が単独施策で進めている認可外保育施設（東京都の認証保育所、横浜市の横浜保育室など）は、認可保育所に要求される基準は下回るものの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている。これらの施設への支援を拡充すべきである。

ア 改修費や運営費等の支援【平成 25 年度に措置し、平成 29 年度まで措置を行う。】

5 年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。

イ 保育所の設置基準に係る調査・公表【平成 25 年度以降平成 29 年度まで毎年度措置】

保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされている。特に待機児童が多く、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体については、当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、第三者にも的確な評価が行えるように調査を行い、公表する。

③保育の質の評価の飛躍的拡充

保育の質の評価に当たっては、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、一人一人の子どもを大切に育てているかという保育の姿勢や保育の内容、利用者（子どもと保護者）のニーズの充足度などの視点に重点を置くべきであり、この観点から第三者評価の実施が重要である。しかし、平成 23 年度の実施率の実績は 3.5 パーセントに過ぎない。質の評価を充実させるために、第三者評価の実施率を大幅に高める必要がある。

ア 受審率目標の策定【子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】

新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。

イ 評価機関と評価者の質の向上を図るための対応【平成 25 年度措置】

保育所に対する第三者評価について、評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。

ウ 受審のコスト負担の在り方【子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論】

第三者評価の受審コストは実施に当たっての制約となるため、適切なコスト負担の在り方を定める必要がある。

受審のコスト負担の在り方について、新制度施行までに検討し、結論を得る。

④保育士数の緊急拡大【平成 25 年度中に検討・結論】

保育所の質と量を共に拡充するために保育士の増加が重要である。政府は、保育士の処遇改善や定着を図るための政策を行っているが、必要な保育士の確保には至っておらず、保育士の増加が緊急の課題となっている。

したがって、保育士不足を緩和するため、保育士の資格取得について改善策を講ずるべきである。

具体的には、保育士試験における合格科目の免除期間を3年間から5年程度へ延長すること、保育士登録の申請から登録証交付までの期間を短縮すること、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。

⑤社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報の公開

認可保育所の主な設置主体となっている社会福祉法人については、業務・財務に関する情報が自主公表となっているにすぎず、経営の透明性が十分には確保されていない。公費が投入されている以上、経営情報を国民に開示することが必須であることに加え、保育の質を確保する観点からも事業者の健全性の評価は重要である。

したがって、保育に限らず全ての社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善する。

ア 平成25年度分以降の財務諸表の公表【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】

全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。

イ 平成24年度の財務諸表の公表の要請及び状況報告【平成25年9月までに措置】

既に作成されている平成24年度の財務諸表についても公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、これに対する社会福祉法人の取組状況について調査し、会議に報告する。更に、所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、これに対する所轄庁の取組の状況について調査し、会議に報告する。

⑥事業所による保育施設の設置に係る見直し【平成25年度中に検討・結論】

事業所内保育施設については、これまで利用者に占める当該企業の従業員割合が一定以上であることが支援の要件とされていたが、「待機児童解消加速化プラン」によって緩和されたことを評価する。

しかし、ビル等の事業所では、避難用の外付け階段など必要とされる設備を設けることが困難な場合が多い。認可保育所を設置したり、事業所が従業員のための保育所を設置したりすることがより容易になるように、実態に合わせた規制緩和が行われる必要がある。

具体的には、事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び認可保育所を設置する際の認可基準における避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。

今回の規制改革においては、この2年間に待機児童が解消されることを目指し、現行制度の下でできる限りの取組が行われるよう見直しを行った。しかし、保育サービスへのニーズは今後更に増加し、多様になると予想される。今回の改革の成果を検証しながら、今後は以下の観点から保育の規制改革に取り組んでいきたい。

第一に、親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。そのため、多様な経営形態を増やすと同時に、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである。

第二に、認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。保育料負担の格差是正を図るために、先進的な自治体の取組を参考に国ができる支援策を検討すべきである。

第三に、事後的な質の評価の充実に合わせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようその在り方を常に見直すべきである。

3 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」との国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、健康・医療分野における規制改革においては、(i) 患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等を国内で一日でも早く使用できるようにする、(ii) 全ての国民が健康な生活を営めるよう、健康の保持増進、病気や介護の予防を含む医療サービス・情報等に「安全」かつ「容易」にアクセスできるようにする、(iii) 国民のニーズに合った医療を提供できる医療機関の発展を促す、(iv) 国民のニーズに合った介護サービスの提供等により高齢化社会に対応する、という4つの視点を設定した。

これらの視点を踏まえて、効果的な医工連携、ものづくり中小企業のこの分野への進出などにより、「健康長寿社会」が創造する健康・医療関連産業が成長産業として健全に発展し、ひいては、我が国の医療技術・サービスの国際展開によって国富の拡大を目指すため、まずは、優先事項と位置付けた4つのテーマについて、個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。政府においては、これら改革項目の早期実現に向けた取組を強化すべきである。

①再生医療の推進

再生医療については、今後、画期的な治療法や再生医療等製品が開発されることによる国民の健康長寿への貢献が期待されている。また、経済産業省がまとめた「再生医療の実用化・産業化に関する報告書」によると、我が国の再生医療の市場規模は2030年には約1兆円に拡大することが見込まれており、医療関連産業として今後の成長が期待される分野である。このような観点から、再生医療等製品の臨床研究・治験更には市場投入を安全かつ円滑に進めるため、再生医療に合った運用等のルールを整える必要がある。

②医療機器に係る規制改革の推進

技術の粋を結集して人の命を救う医療機器は、本来、我が国のものづくり技術が最大限に発揮されてしかるべき分野である。健康に長生きしたいという国民の期待に応えるとともに、我が国の医療機器産業を世界に展開して国富の拡大につなげていくためには、医薬品とは異なる医療機器の特性を踏まえた制度を構築し、いち早く先進的な医療機器を国民に届けるとともに、医療機器の輸出入拡大に向けた種々の取組も必要である。2012年における我が国の医療機器の市場規模は約2兆4千億円であり、世界市場においては今後も急速な拡大が

見込まれている。

しかしながら、欧米に対する医療機器の上市の遅れである「デバイスラグ」は引き続き大きい。見通しがなく長引く承認審査の中で、医療機器メーカーの開発・上市の意欲は薄れ、我が国における上市が断念された医療機器さえ存在しており、医療機器の特性を踏まえた制度改革が必要である。

また、我が国における革新的な医療機器開発を促進する観点からは、臨床研究の中核となる大規模拠点の構築が必要である。この拠点は、ひいては我が国において世界有数の医療事業体となるよう、世界に伍する臨床研究の中核拠点として特に重点化を図ることが必要である。

③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

国民の健康に長生きしたいとの意識の高まりから、健康食品の市場規模は約1兆8千億円にも達すると言われている。しかしながら、我が国においては、いわゆる健康食品を始め、保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）以外の食品は、一定以上の機能性成分を含むことが科学的に確認された農林水産物も含め、その容器包装に健康の保持増進の効果等を表示することは認められていない。このため、国民が自ら選択してそうした機能のある食品を購入しようとしても、自分に合った製品を選ぶための情報を得られないのが現状である。

また、特定保健用食品は、許可を受けるための手続の負担（費用、期間等）が大きく中小企業には活用しにくいことなど、課題が多く、栄養機能食品は対象成分が限られていることから、現行制度の改善だけで消費者のニーズに十分対応することは難しい。このような観点から、国民のセルフメディケーションに資する食品の表示制度が必要である。

④医療の ICT 化の推進

医療の ICT（情報通信技術）化については、これまで政府や各医療機関等において様々に取り組まれてきたところであるが、医療全体の将来像と結び付けたものとして再構築する必要がある。諸外国においては、近年の光ファイバーケーブル網の普及等により、医師不足や地理的条件も背景に、ICT が医療そのものに劇的な変化を与えつつある一方、従来より ICT 化に取り組んできていたはずの我が国は、いつの間にかその後塵を拝するようになった。このような情勢を踏まえ、医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療の ICT 化を本格的に加速化する。

また、在宅診療を始めとする遠隔診療の設備に要するコストについては、診療報酬で回収できるようにすべきとの考え方がある一方、差額ベッドと同様に

患者の利便性・快適性向上に寄与するものであり、一定の条件の下に保険外併用療養費制度を活用して回収するという考え方もあり得ることから、こうした観点も含め、遠隔診療におけるインセンティブ付与の適切な方策については、規制改革会議において今後、保険外併用療養の更なる範囲拡大や医療情報の活用のための工程表の策定に際して引き続き検討していくこととする。

(2) 具体的な規制改革項目

健康・医療分野の具体的な規制改革項目としては、一般用医薬品のインターネット等販売に関して、会議の最優先案件として検討を行った他、上記4つのテーマ(①再生医療の推進、②医療機器に係る規制改革の推進、③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備、④医療のICT化の推進)について検討を行い、以下のような結論を得た。

①再生医療の推進

a 細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備【再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置】

再生医療については、今後、画期的な治療法や再生医療等製品が開発されることによる国民の健康長寿への貢献や、医療関連産業として我が国の経済成長に資することなどが期待されており、我が国としてもこれを強力に推進することが求められている。

今国会に提出された再生医療等の安全性の確保等に関する法律案では、細胞の培養・加工について、医療機関から企業の工場等への外部委託を可能とする環境整備を予定している。

したがって、医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、

- ・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること
- ・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備すること

などの運用のルール等を早期に整える。

b 合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入【薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置】

再生医療等製品について、我が国は諸外国と比べて、治験又は臨床研究の件数は遜色なく、発展性のある新たな技術を有しているものの、承認済の製品は我が国が2品目であるのに対し、欧州では20品目、米国では9品目、韓国では14品目が上市されており(平成24年12月時点)、迅速に実用化される環境の整備を図ることが喫緊の課題である。

今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案では、治験において有効性が推定され、安全性が確認された再生医療等製品に対して、条件・期

限を付して承認し、市販後に有効性、さらなる安全性の検証を行う「条件・期限付き承認」の導入を予定している。

したがって、「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、

- ・最初の承認申請する時と、市販後（期限内）に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること
- ・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないこと

など、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。

なお、革新的な再生医療等製品が早期に患者に提供されるよう、保険外併用療養費制度を積極的に活用する。

c 遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行【平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

再生医療製品については、平成 23 年 7 月 1 日から薬事法上の承認プロセスの 1 つである確認申請制度が廃止され、その代替として薬事戦略相談制度が導入された。

一方、遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点が多くあるにもかかわらず、従前の確認申請制度が残っており、その確認を得ない限り、治験計画の届出を行うことができない。

したがって、遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において、「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。

d 細胞入手の円滑化【平成 25 年度検討・結論】

現状、ヒト幹細胞を用いた臨床研究に関する指針に則り、細胞の提供は無償で行われなければならないとされている。そのため、研究現場において、ボランティアドナーに頼らざるを得ない状況で、その実態は、研究者が自らの細胞により研究用の細胞を賄うなど、細胞不足により、研究に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、倫理面への配慮を前提に、患者（および家族）の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例（実務的な要件を含

む) とともに、周知する。

併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。

②医療機器に係る規制改革の推進

a 医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し【平成 25 年度検討・結論】

登録認証機関が医療機器の適合性を確認するための認証基準を含め、我が国における医療機器の審査は、材質やサイズ等についての細かな要求事項が多く、このことが、メーカーの創意工夫によるイノベーションを阻害する要因となっている。認証基準で指定される日本工業規格にわずかに合致しないため、登録認証機関への認証申請が断念された医療機器も複数存在する。また、欧米の審査では求められない原材料に関する詳細な情報が求められたり、仕様の変更ごとに再度の変更審査が必要になったりするなどの非効率の原因となっている。

したがって、審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査にあたり、その特性を踏まえ、認証基準について ISO、IEC など国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必須な要件に絞った基準を適用する。

b 医療機器に係る認証基準の計画的な策定【薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置】

今般、薬事法改正によって認証制度が高度管理医療機器に拡大されるに当たっては、当該医療機器に係る認証基準が整備されていることが前提となっており、認証基準を早期に整備する必要がある。

したがって、高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。

c 医療機器の開発インセンティブを高める保険制度【平成 26 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

我が国の公的医療保険制度において、医療機器にかかるコストは、診療報酬に含めて包括的に評価されている他、「特定保険医療材料」については、構造、使用目的、効能・効果等に着眼した機能分類ごとに償還価格が設定され、技術料とは別に回収される制度（機能区分別収載制度）となっている。

しかしながら、この制度においては、同一の機能区分の中に新旧様々な製品が混在する一方、それぞれの製品の市場価格にかかわらず償還価格は一定となる。このことは、メーカーの開発インセンティブを阻害するとともに、医療機関においても市場価格の安い旧製品を選択する傾向が導かれ、結果として患者の不利益をもたらすこととなる。

したがって、医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。

d 医療機器に係る登録認証機関の能力向上【薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置】

今後、登録認証機関の認証に係る医療機器の範囲が拡大されていくに当たっては、その審査能力の維持・向上が必要である。

なお、本年3月には国内の登録認証機関が、認証基準に適合しないまま認証を付与していたことなどから、厚生労働大臣から薬事法に基づく改善命令（行政処分）を受けている。

したがって、登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。

e 中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化【平成25年度検討・結論】

薬事法施行規則第170条第2項に基づき、高度管理医療機器等のメンテナンス等に関する指示に係る文書は、同条第1項の事前通知を受けて製造販売業者から発出されるのが通例となっている。第2項に係る指示を遵守する義務は、販売業者等である中古業者に課せられている一方、この指示文書発出のタイミングは不確定であり、中古業者等に予見可能性がない。このため、当該指示文書が発出されるまで、中古業者等は売買を見合わせざるを得ず、事業活動に支障が生じている。また購入者側にも購入可能なタイミングの予見可能性がなく、医療活動に支障をきたしている。

また、リース期間が終了した高度管理医療機器等について、リース会社から販売業の許可を受けた中古業者に売却される場合には、製造販売業者への事前通知が必要となり、更に当該中古業者から医療機関に売却される場合に

も、製造販売業者への事前通知が必要となる。すなわち、所有権が移転するたびに事前通知が必要であり、事務コストが掛かっている。

したがって、中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器にかかる製造販売業者からの指示の発出は、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見が可能な運用について検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化の方策を検討する。

f 電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し【平成25年度検討・結論】

薬事法に基づく承認申請等の添付資料または認証基準における引用規格において、電気医療機器は JIS T0601-1「医用電気機器－第1部：安全に関する一般的要求事項」等への適合性を証明することでその安全性を確保することとなっている。

一方、電気用品安全法は、「電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保（第1条）」を目的とし、医療機器に関しても、一般的に使用される部品（ACアダプタ等）について、事業届出（法第3条、政令第2、3、4条）、基準適合義務（法第8条）、特定電気用品の適合性検査（法第9条）、表示（法第10条、12条）が求められている。

このように、電気医療機器については重複した安全確認が求められているとの指摘がある。

したがって、電氣的に作動する医療機器に使用される部品（ACアダプタ等）について、薬事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手続に関して、電気用品安全法が求めるものと同様以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。

③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

a いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認【平成25年度検討、平成26年度結論・措置（加工食品、農林水産物とも）】※国際先端テスト実施事項

保健機能を有する成分を含む食品には、いわゆる健康食品（現在、法制上の定義はない。）をはじめとする加工食品及び農林水産物がある。しかし、現状では、これらの食品が国民のセルフメディケーションに資する場合であっ

ても、食品に関する保健機能の表示は、保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品）を除いて認められていない。

また、現行の栄養機能食品は、規格に基づき自社の責任において機能性表示が認められている一方、特定保健用食品は、個別製品毎に国が審査し、許可する仕組みとなっており、手続きの負担が大きく、制度の活用を阻害しているとの指摘がある。

したがって、特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠の下に機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保（生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集）も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。

b サプリメント等の形状による無承認無許可医薬品との判別の廃止【平成 25 年度措置】 ※国際先端テスト実施事項

薬事法の観点による無承認無許可医薬品の取締りにおいては、成分、効能効果、形状、用法・用量の解釈から、総合的に医薬品としての判定をすることとされている。その結果、特定保健用食品の認可においては、形状規制が既に廃止されているものの、錠剤、カプセル等形状のサプリメント等については、実態として、申請が認められないケースがあるとの指摘がある。

したがって、現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品（サプリメントを含む）を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部（局）に対して周知徹底を図る。

c 食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底【平成 25 年度措置】

※国際先端テスト実施事項

無承認無許可医薬品の指導取締りについて（昭和 46 年 6 月 1 日薬発第 476 号）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、

・明らか食品については原則として、通常人が医薬品としての目的を有す

るものであると認識しないものと判断して差し支えない。

- ・成分、効能効果、形状、用法・用量等の解釈から、総合的に医薬品としての判定をする

とされているが、外観、形状等から明らかに食品と認識されるものについて指導を受けるケースがあるとの指摘がある。

したがって、食品表示に関する指導において、薬事法における「無承認無許可医薬品の指導取締り」の対象としない「明らかに食品と認識される物」の範囲を運用上も明確にするため、厚生労働省は、その範囲について周知徹底する。併せて、食品表示に関する規制において禁止されている虚偽誇大な表示等に該当するかどうかの指導を行う際に、薬事法における指導取締りの内容との齟齬がないよう、消費者庁は、各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部（局）に上記の「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について周知徹底する。

d 消費者に分かりやすい表示への見直し【平成 25 年度検討・結論、平成 26 年度上期措置】※国際先端テスト実施事項

現行の特定保健用食品や栄養機能食品は、極めて限定的に、固定的な表現しか認められておらず、消費者に分かりにくいとの指摘がある。

したがって、特定保健用食品や栄養機能食品においても、適切な摂取を促すとともに、消費者の選択に資する分かりやすい表示について検討の上、早期に見直しを図る。併せて、表示を行う事業者等が、表示に関するルール（広告等との違いを含む）を的確に理解でき、適切な表示（及び広告等）がなされるよう、現在、法・制度ごとにあるガイドラインやパンフレット等を、医薬品との判別も含めて、食品表示全般に係るものとして一本化する。

e 特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化【平成 25 年度上期工程表策定・公表、平成 25 年度検討・結論、平成 26 年度措置】

※国際先端テスト実施事項

特定保健用食品については、消費者庁、消費者委員会、食品安全委員会、厚生労働省、国立健康・栄養研究所（又は登録試験機関）での審査を経て消費者庁長官の許可を得る仕組みであるが、申請受領からの標準審査期間が6か月とされているところ、2年以上かかった事例もあるとの指摘がある。特に、中小規模の企業にとっては、費用面からも実質的に取得が困難と言われており、制度が有効に機能していないとの指摘がある。

したがって、特定保健用食品の許可申請手続きについて、有効性及び安全

性の確認を前提として、審査工程の見直しを行うことで審査の合理化、迅速化を図り、申請企業の負担を軽減する。これに当たり、これまで申請されたものの許可に至らなかった件数（申請者が取り下げたケースも含む）や、手続きの負担（費用、期間等）がその要因と考えられる事例等を把握し、改善点を明確にし、審査内容、手続きの透明化も含め、見直しに至るまでの具体的な工程表を策定・公表する。

f 栄養機能食品の対象拡大【平成 25 年度検討、26 年度結論・措置】

※国際先端テスト実施事項

栄養機能食品として機能を表示できる対象成分は、現在、ビタミン（12 種類）、ミネラル（5 種類）のみであり、極めて限定的である。

したがって、栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。

④医療の ICT 化の推進

a 一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し【平成 25 年 9 月までに措置】※国際先端テスト実施事項

インターネットを含む郵便等販売については、平成 21 年 6 月の改正薬事法の施行において、副作用のリスクの程度に応じた一般用医薬品の販売制度が導入され、あわせて施行された「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」により、第三類医薬品以外の郵便等販売は原則として禁止されている。

一方で、医薬品等のインターネット通販会社による第一類及び第二類医薬品のインターネット販売を行う権利の確認を求めた裁判では、平成 25 年 1 月に最高裁判所から判決が示され、郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の「職業選択の自由」（憲法第 22 条第 1 項。「職業活動の自由」を含む）を相当程度制約するものであることは明らかであること、薬事法の立法過程において国会がインターネット販売を禁止する意思があったとは言い難いことを指摘した上で、省令で一律に第一類医薬品および第二類医薬品の郵便等販売を禁止していることは、薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効とし、国の敗訴が確定した。

したがって、従来の規制に代わる新たなルールとして、販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する仕組みを設けた上で、インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とし、これらの制度的枠組みを遅くとも平成 25 年 9 月までに整える。

b 医療情報の活用のための工程表の策定【平成 25 年度措置】

電子カルテシステムの導入やレセプトの電子化等、医療サービスにおける部分的な電子化が進められている中で、診療から診療報酬までの情報フロー全体を見据えた総合的なシステム化による医療サービス全体の効率化や、国民が自らの診療情報等を電子的に管理・活用できる仕組みの構築が実現されていない。

したがって、医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療 ICT 化を本格的に加速化する。地域の医療提供体制の状況等を踏まえた医療機関の機能分化と連携・大規模集約化、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、匿名化された医療データの活用など、規制、制度改革を含むわが国医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となり、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）等と連携して、医療の ICT 化の全体構想（5 年後・10 年後）とその実現に必要な工程表を早急に策定する。

c 遠隔医療の推進①【平成 26 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

医師法第 20 条及び歯科医師法第 20 条の解釈通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」により、遠隔診療については、

- ア 離島、へき地など往診・来診が困難な場合
- イ 慢性期など病状が安定している患者の場合

には可能とされている。

一方、テレビ電話による遠隔診療は、従来の電話による診療と比べて効果の高い診療であるにもかかわらず、診療報酬上「電話等による再診」に位置付けられており、特定疾患治療管理料や、在宅療養指導管理料、処方せん料等について診療報酬の算定が認められない事例がある。

したがって、対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。

d 遠隔医療の推進②【平成 26 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

心臓ペースメーカーの遠隔モニタリングにおける診療報酬は、4 か月に 1 度、対面診療を行った際に算定されることとなっているが、遠隔モニタリングによって病状の確認が可能であることから、4 か月に 1 度の診療は不要で

あるとの指摘がある。

したがって、心臓ペースメーカー指導管理料（遠隔モニタリングによる場合）については、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。

e カルテ等の電子化【平成 25 年 7 月までに措置】

入院診療計画書、精神科退院指導計画書等の文書については「カルテに貼付する」等の指示があるため、電子カルテを導入した医療機関においても、字義通り紙媒体で貼付する必要があると解釈されているため、電子媒体に加え紙媒体の管理が必要になり、業務効率化を阻害しているとの指摘がある。

したがって、カルテに貼付等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。

f 処方箋の電子化【平成 25 年度上期に措置】

現在、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（e-文書法厚生労働省令）において、処方箋の電子的作成は認められていないが、厚生労働省における検討会の報告書「電子処方箋の実現について」の中で、「2、3年後を目途に e-文書法厚生労働省令を改正すべきである」とされている。

したがって、処方箋の電子化の実現に向けた具体的な工程表を策定する。この際、処方箋の電子化を実現する医療ネットワークの構築に当たっては、社会保障・税番号制度に基づく個人番号カードの普及を踏まえた上で当該カードを最大限に活用するものとする。特に、医療機関受診の際に複数枚の IC カード等を持参する必要がないようにする。

4 雇用分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

正規・非正規雇用の二極化構造を是正し、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇を図ること、ライフサイクル・ライフスタイルに応じて多様な生き方を創造できること、更に人口減少社会が進むなか、経済を再生して成長力を強化することが緊急の課題になっている。

このような視点から、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高める政策を展開し、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく必要がある。

そのための雇用改革は、①正社員改革、②民間人材ビジネスの規制改革、③セーフティネット・職業教育訓練の整備・強化、の3つが柱となる。

①正社員改革

日本の正社員は、(1)無期雇用、(2)フルタイム、(3)直接雇用、といった特徴を持つだけでなく、職務、勤務地、労働時間(残業)が限定されていないという傾向が欧米に比べても顕著であり、「無限定」社員となっている。そのため、職務、勤務地、労働時間が特定されている正社員、つまり、「ジョブ型正社員」を増やすことが、正社員一人一人のワークライフバランスや能力を高め、多様な視点を持った労働者が貢献する経営(ダイバーシティ・マネジメント)を促進することとなり、労使双方にとって有益であると考えられる。これらを実現させるために、正社員改革の第一歩として、ジョブ型正社員に関する雇用ルールの整備を行うべきである。

また、多様で柔軟な働き方を進める観点から、労働時間法制について、企画業務型裁量労働制の弾力化やフレックスタイム制の見直しを進める他、時間外労働の補償の在り方(金銭補償から休日代替へ、労働時間貯蓄制度の整備)、管理監督者等の労働時間規制に関する適用除外制度と裁量労働制度との連続性・一貫性のある制度としての整理統合なども視野に入れて検討すべきである。

判決で解雇無効とされた場合における救済の多様化など労使双方が納得する雇用終了の在り方については、諸外国の制度状況、関係各層の意見など様々な視点を踏まえながら、丁寧に検討を行っていく必要がある。

これらの改革により、労働者の能力が高まり、「失業なき円滑な労働移動」が実現に近づき、ひいては、日本経済の成長力を高めることが期待される。

②民間人材ビジネスの規制改革

ジョブサーチ・ジョブマッチングの効率化、働く人の立場に立った人材サービスの促進のため、有料職業紹介事業や労働者派遣制度の在り方・位置付けの根本的な見直しを行うべきである。

例えば、労働者派遣制度については、派遣法の根幹にある「常用代替防止（常用雇用に影響を与えることの防止）」という考え方に代わり「派遣労働の濫用防止」の明確化や均衡処遇の推進といった考え方を重視するべきである。

また、ハローワークと民間人材ビジネス事業の補完関係に留意しつつ、両者の連携・協力関係を強化し、有料職業紹介事業が最大限その役割が発揮できるような規制の見直しを行うべきである。

③セイフティネット・職業教育訓練の整備・強化

「人が動く」ことを促進するためには、職業教育訓練や就業までのサポートとしてのセイフティネットの整備・強化が必要不可欠であり、第一・第二の柱とともに三位一体で推進すべき重要政策である。制度設計・予算措置を含む課題ではあるが、規制改革会議としても他の政府の会議体と連携を図り、必要性を強調するなど推進を後押ししていく必要がある。

(2) 雇用改革を貫く横断的な理念・原則

雇用改革にはいくつかの重要な横断的視点がある中で、特に以下の点が重要である。第一に、労使双方の納得感とメリットを生む改革、第二に、国際比較からみて合理的な改革、第三に、働き手が多様な雇用形態を選択でき、個人の能力・資質を高める機会が与えられるとともに、雇用形態による不合理な取り扱いを受けない均衡処遇を推進する改革である。

以上の観点を踏まえ、本答申では、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、有料職業紹介事業の規制改革、労働者派遣制度の見直し、労働時間法制に関する見直しの4つのテーマについて取りまとめた。

雇用改革に関わる重要課題は、公労使三者による議論のプロセスを経ることとされており、本答申で示した多くの改革事項についても、関係省庁における有識者会議や審議会等における議論が予定されている。今後、これらに関する個別具体的な規制改革を確実に推進・実行していくことが肝要である。会議としては、関係省庁における取り組みを注視すると共に、検討状況の聴取や関係者等との意見交換を行い、必要に応じて会議の見解を示すなど、積極的な働きかけを行っていく。

こうした活動を含め、引き続き抜本的な制度改正を含めた雇用改革に幅広く取り組んでいく。

(3) 具体的な規制改革項目

①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度措置】

ジョブ型正社員（職務、勤務地又は労働時間が限定されている正社員）は多くの企業で導入が進んできているが、その形態が労働契約や就業規則で明示的に定められていないことが多いため、人事上、その特性に沿った取り扱いが必ずしもなされていないか、明確化されている場合でも実際の運用が徹底されていない可能性がある。このため、労働契約や就業規則における内容の明確化、無限定社員との間の均衡処遇、人事処遇全般の在り方に関するルールの確認・整備を行う必要がある。

現場の実態に応じた雇用ルールの明確化を図るためには、企業の現場において労働組合または過半数代表者等と多様な就労形態についての議論を促すことがそもそも重要であり、それがひいては当事者の納得性（ひいては生産性）を高めることにつながる。また、同一企業で無限定正社員がジョブ型正社員に転換する場合は、労働条件決定の合意原則を踏まえる必要がある。

以上の観点から、職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。

②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し【平成 25 年上期調査開始、平成 25 年秋検討開始、1 年を目途に結論、結論を得次第措置】

個々の労働者のライフスタイルに合わせて労働時間に拘束されずにその能力を最大限発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の実現のための環境整備が求められている。現状では、例えば、企画業務型裁量労働制の適用労働者の割合は調査対象企業の労働者の 0.3 パーセント、フレックスタイム制の適用労働者の割合は同 7.8 パーセントに留まるなど、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の活用が進んでいるとは言い難い。企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制を始め、時間外労働の補償の在り方、労働時間規制に関する各種適用除外と裁量労働制の整理統合等労働時間規制全般の見直しが重要な課題となっている。

ワークライフバランスや生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制を始め、労働時間法制について、企業における実態調査・分析に基づき労働政策審議会で総合的に検討する。

③有料職業紹介事業の規制改革【平成 25 年度検討開始、平成 26 年度早期に結論】※国際先端テスト実施事項

「人が動く」、「失業なき円滑な労働移動」を促進させるためには、労働者の職探しを効率化するとともに就く仕事（企業）とのマッチングの質を高める必要がある。この点、有料職業紹介事業はハローワークと共に大きな役割を担っており、両者の補完的・協力的な関係を構築すると共に、前者の役割が最大限発揮されるような環境整備、規制改革を行うことが必要不可欠である。

したがって、民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、利用者の立場に立った有料職業紹介制度の在り方について引き続き問題意識を持ちつつ、当面、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大について検討する。

④労働者派遣制度の見直し【平成 25 年検討・結論、結論を得次第措置】

※国際先端テスト実施事項

労働者派遣法の規制の根拠である「常用代替防止」は正社員の保護を目的としており、派遣労働者の保護とは必ずしも相容れない。また、非正規雇用労働者が全体の 4 割近くなった現在、これまで通りの手法でこの政策目的を追求することには限界があると考えられる。

改めて政策目的を明確にしつつ、他の非正規雇用政策との一貫性も視野に入れ、「常用代替防止」のために派遣労働を「臨時的・一時的な業務」、「専門業務」、「特別の雇用管理を要する業務」に限定するという規制体系、規制手法を抜本的に見直し、できる限り簡素で分かりやすい仕組みに改めるべきである。

今後、労働者派遣制度については、①派遣期間の在り方（専門 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度）、②派遣労働者のキャリアアップ措置及び③派遣労働者の均衡待遇の在り方を含め労働政策審議会で検討する。

5 創業等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

起業・新規ビジネスの創出、ビジネスチャンスの創出・拡大及び最適なビジネス環境の整備を通じて、我が国の経済活性化を図るため、創業等分野における規制改革については、①リスクマネー供給、②インフラの整備・開発、③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化、という3つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤として、起業や新規ビジネスの創出を促すため、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において必要とされるリスクマネーの供給を促進すると共に、総合取引所の創設を通じて市場における取引を活性化するための環境整備を行うことが求められている。

ア ベンチャー企業への資金供給の促進

我が国の家計金融資産は約1,550兆円に上るが、そのうち約850兆円は現金・預金で保有されている（平成24年12月末現在）。こうした巨額の金融資産からの成長分野への資金供給を促すためには魅力的な企業への投資機会が拡大される必要がある。ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進の観点から、インターネット等を通じた資本調達（いわゆるクラウド・ファンディング）を促進するための枠組みの整備、地域に根ざした企業等の資本調達を促すためのグリーンシート制度の見直し、新規上場時に提出が求められる財務諸表の年数の限定や内部統制報告書の提出にかかる負担を一定期間軽減する等の新規上場のコストを低減させるための企業内容等の開示の合理化、新規上場時における最低株主数基準の緩和、上場企業における有価証券発行までの期間の短縮、大量保有報告制度の見直し、有価証券報告書等の虚偽記載等の民事責任の見直し等について検討を行う。

イ 総合取引所の創設

世界の商品市場の出来高は平成16年から平成24年の間に約5倍（約32億万枚）に拡大しているが、我が国の商品市場の出来高は同期間で約5分の1（約3千万枚）に減少している。また、我が国の取引所は、金融商品現物市場は売買代金においてアジア No. 1 の位置にあるにもかかわらず、

金融デリバティブ市場は取引高においてインド、韓国等の取引所と比較して小さいのが現状である。諸外国では金融商品取引所と商品取引所の一体化が進んでいる状況において、アジアNo.1市場を構築し、産業インフラとして機能する取引所の国際競争力を維持・強化する観点から、証券・金融・商品を一体的に取り扱う総合的な取引所を創設することが重要であり、そのための整備をタイムリーかつ着実に進める。

②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大

東日本大震災等の過去に発生した自然災害の経験を踏まえ、我が国では震災に強いインフラの整備が喫緊の課題である。最近では、インフラ事業への民間投資促進を目的として、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の改正の動きもある。また、有形資源の乏しさをソフトインフラともいふべき技術開発によって補うため、技術開発についての国際的な優位性の確立が求められている。こうした観点からは、老朽化したマンションの建替え等や先進自動車の技術開発を促進するとともに、こうしたインフラ関連の内需拡大を契機としたビジネスチャンスの創出・拡大を促すことが必要である。

ア 老朽化マンションの建替え等の促進

全国のマンションストック戸数は約590万戸といわれており（平成24年末現在）、これらのうち築32年以上のマンション（昭和56年の改正建築基準法施行による新耐震設計に対応していないマンション）は106万戸と推計されている。

しかしながら、マンションの建替え事業の実施件数は177件程度にとどまる（平成24年10月現在）。今後起こり得る震災に備え、国民の生命・身体・財産を可及的速やかに保護するため、老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行う。

イ 先進自動車の公道走行支援

世界の自動車生産台数は、平成24年現在、約8,600万台であり、平成32年には1億500万台にも上ると推計されるなど（民間試算）、マーケットは拡大傾向にある。我が国の基幹産業たる自動車産業において、特に先進自動車の開発に係るビジネスチャンスが創出・拡大されるよう、先進自

動車の公道走行試験に係る手続の迅速化等を実施し、先進自動車の技術開発における国際競争力を維持・強化する。

③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

IT化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩に対応できず、国民の利便性の確保や効率的かつ低コストの事業活動の実現を妨げている各種規制の存在が指摘されている。こうした規制の見直しを実施することにより、我が国において事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備することが重要である。

ア ビッグデータ利用のためのガイドラインの作成

現在、いわゆるビッグデータの利用は、消費者に対するターゲット広告等極めて限定された範囲にとどまっているが、ビッグデータ市場は 2011 年度で 1,900 億円、2020 年度には 1 兆円規模と試算されており（民間試算）、今後、ビッグデータの利用による経済活性化が見込まれている。ビッグデータの利用を阻害する理由の一つとして個人情報保護法に起因する問題が指摘されており、例えば、事業者にとって、個人情報の利用のルールが明確でないため、どのような利用であれば適正といえるかの判断が困難である、事業者が消費者の反発によるリスクを感じ個人情報の利用を躊躇しているといった旨の指摘がある。

遊休・無形の資産たるビッグデータの利用を促進する観点から、国際先端テストの視点も踏まえ、どの程度データの加工等を実施すれば個人情報に当たらず、個人情報保護法の制限を受けることがなくなるのかを明確化するためのガイドラインを策定する等、いわゆる匿名化された情報の個人情報保護法上の取扱いの明確化を行う。

イ 時代に即した規制の見直し

一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化策の検討を開始するとともに、人間と産業用ロボットの協働作業を可能とするための現行規制の見直し、固定電話サービス市場への参入促進のための市外局番（いわゆる 0AB-J 番号：03、06 等の電話番号）取得に係る品質要件の見直し、いわゆる新規化学物質の製造・輸入を促進する観点からの新規化学物質の審査制度の見直し等、経済社会、技術進歩の動向等を踏まえ、各種の規制

を合理化することにより、最適なビジネス環境を整備する。

ウ 輸出通関申告の効率化・低コスト化

輸出申告は貨物の保税地域等の所在地を管轄する税関長に対して行わなければならないところ、通関申告窓口を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に一元化することによって、物流管理効率や事務効率の向上につながる旨の指摘がある。事業者による効率的かつ低コストの輸出通関申告の実現の観点から、少なくとも特定の輸出申告については NACCS を通じた輸出申告の一元化に向けて制度の見直しを検討する。

(2) 具体的な規制改革項目

① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

ア クラウド・ファンディングの活用【平成 25 年度検討・結論】

我が国では、有価証券の発行・売出し価額の総額が 1 億円未満の場合に関しては、有価証券届出書の提出が免除されているため、募集額が少額であれば有価証券届出書を提出する負担はない。しかし、非上場企業の株式の発行における金融仲介は、証券会社のみ認められている他、証券会社は、日本証券業協会の自主規制規則によりグリーンシート以外の非上場株式の一般投資家への勧誘は禁止されていることから、インターネット等を通じ新規成長産業と、投資家を結び付け、株式形態で投資家から資金を集めることが困難なものとなっている。

したがって、新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達（クラウド・ファンディング）の枠組みの整備について検討を行い、結論を得る。

イ 新規上場時の企業情報開示の合理化【平成 25 年度検討・結論】

我が国において上場企業は、有価証券届出書における直近 5 年間分の財務諸表の提出や、事業年度ごとに監査済み内部統制報告書の提出が求められているが、経理部門の人員拡充や監査法人に支払う事務処理費用等上場を目指す企業にとって人的、費用両面で相当の負担となっており、上場メリットを得にくくなっている。

なお、米国においては、SOX (Sarbanes - Oxley act) 法施行により、日本に先駆けて内部統制監査報告が義務付けられていたが、昨年度成立した、JOBS (Jumpstart Our Business-Startups Act) 法により、内部統制監査報告書の提出免除や IPO 登録届出書における財務諸表の提出年数限定など、新興成長企業の企業情報の開示等の緩和が行なわれている。

したがって、新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。

ウ グリーンシート制度の見直し【平成 25 年度検討・結論】

証券会社を介して非上場企業の株式を取引する制度としてグリーンシート制度が創設されたが、新規、既存ともに企業数が減少傾向にあり、一時 96 銘柄あったのが現在は 37 銘柄にまで落ち込み、2012 年以降新規銘柄もない(2013 年 5 月現在)。

したがって、グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。

エ プレ・マーケティング等の概念の整理【平成 25 年度検討・結論】

有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘は、有価証券届出書の提出前に行うことが認められていないが、勧誘の範囲が不明確であり、正式な勧誘開始に先立った投資家への接触行為についてどこまでが合法か分からず、投資家の意向を探るための事前調査等を行いにくい旨の指摘がある。

したがって、諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。

オ 新規上場時における最低株主基準などの緩和【平成 25 年度検討・結論】

各取引所では、上場審査においてそれぞれ形式的資格要件を定めており、株式市場における一定の流動性を確保する観点から、流通株式数、株主数、流通株式時価総額等を一定以上確保することが求められている。例えば、株主数については、同じ新興市場でも札証アンビシャスが 100 名以上、福証 Q-Board が 200 名以上とされているのに対し、東証マザーズ等は 300 名以上とされており上場のハードルが高くなっているとの指摘がある。

したがって、新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。

カ 有価証券発行までの期間の短縮【平成 25 年度検討・結論】

上場企業が有価証券を発行する場合、有価証券届出書の効力が発生している必要があるが、届出書の受理日から原則 15 日間(一定の条件を満たせば 7 日)経過する必要があるため、迅速な発行ができていない。また、迅速な

発行を行うために発行登録書を提出する制度がある（発行登録書を事前に提出していれば直ちに発行が可能）が、発行登録制度には、発行登録書に発行する予定の有価証券の種類、発行予定額などの記載が必要なため、提出と同時に株価に下落圧力がかかる等の問題がある。

したがって、上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。

キ 虚偽記載等に係る賠償責任の見直し【平成 25 年度検討・結論】

有価証券発行会社の流通市場における民事責任について、有価証券報告書等に重要な事項について虚偽の記載等があった場合において、書類の提出者が募集・売出しによらずに有価証券を取得した者に対して無過失賠償責任を負う。しかし、平成 18 年の旧証券取引法改正により財務報告内部統制制度が導入されたこともあり、虚偽記載の事実だけをもって会社の過失の有無に関わらず会社が損害賠償責任を問うのは過剰との指摘がある。

したがって、新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。

ク 大量保有報告制度の見直し【平成 25 年度検討・結論】

大量保有報告制度の下では、上場会社が発行する株券等の大量保有者（5 パーセント超）となった者は、大量保有報告書を提出することが求められる。また、保有割合が 1 パーセント以上増減した場合には、変更報告書を提出することが求められる。同制度では自己株式も対象有価証券に含まれているが、自己株式の取得又は処分については、金融商品取引法の自己株券買付状況報告書や取引所の適時開示などによっても開示が求められているため、提出者の負担が過大になっているとの指摘がある。

したがって、大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。

ケ 総合取引所の実現に向けた取組の促進【総合取引所の実現に向けた取組の促進、行為規制の整備、ヘッジ会計指針の明確化は平成 25 年度検討・結論、顧客勧誘時の適合性原則の見直しは平成 25 年度措置】

幅広い品揃えによる利用者利便を向上させ、我が国の取引所の国際競争力を強化するため、証券・金融・商品の取引を統合した総合取引所を実現することが重要である。

現在、金融庁、農林水産省、経済産業省の関係三省庁による「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」（平成 24 年 2 月 24 日）に従って、総合取引所創設のための法改正の施行に向けて、関係三省庁が協議・連携して進めているところである。

したがって、昨年 9 月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。

また、行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。

更に、商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。

同時に、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。

②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大

ア 容積率の緩和（特例制度活用事例の調査）【平成 25 年度措置】

容積率等の既存不適格マンション（規制強化後の規定に不適合であっても、増改築工事を行わない限り、当該規定の適用を除外しているマンション）については、総合設計制度（※）等の容積緩和手法を適用できない限り、建替え後においては従前の床面積の確保が困難であるため、建替えが進まない旨の指摘がある。

したがって、老朽化したマンションや既存不適格マンションの建替えが円滑に進むよう、容積率制限を緩和する特例制度の活用により、老朽化したマンション等の建替えが行われた事例について調査・検証し、その結果を公表する。

（※）敷地内に一定割合以上の空地を確保する建築計画について、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限の緩和等

を行う。なお、総合設計制度の許可は、地方公共団体の自治事務である。

イ 老朽化マンションの建替え等の促進【平成 25 年度検討・結論】

区分所有建物の建替えを行うためには、民法の所有権の考え方によれば、区分所有者全員の同意が必要となるところ、区分所有法上の特例が設けられているが、それでもなお合意形成が難航する旨の指摘がある。

区分所有者が第三者に建物を賃貸している場合、借地借家法上、建物の賃貸借の解約の申し入れ等に際して要求される「正当の事由」に建替え決議が行われたことが明示されておらず、建替え決議がされたことのみを理由として建物賃貸借契約を終了させることはできない。このため、賃借人が区分所有建物の明渡しに応じない場合、建替えが進まない旨の指摘がある。

団地内の区分所有建物を一括建替えする場合についても特例があるが、それでもなお少数住戸の棟の反対が団地全体の建替えを止めてしまう不都合等が指摘されている。

また、これまでのマンション建替えの事例のほとんどが、余剰容積率を活用しながらできる限り区分所有者の自己負担が少ない形で実施されたものであることに鑑み、一定の要件を満たすマンションの建替え事業については、一定の容積率緩和が望ましい旨の指摘がある。例えば、東京都が導入した既存不適格マンションを対象とした総合設計制度（共同住宅建替誘導型総合設計）といった容積割増制度の導入や容積消化済みマンションに対する容積率緩和等がマンションの建替えを促進する方策として指摘されている。

以上のような状況を踏まえ、老朽化マンションの建替え等について、様々な角度からの検討が必要と考えられる。

したがって、老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。

ウ 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化【平成 25 年度措置】

※国際先端テスト実施事項

新たな技術を有した先進自動車の開発に当たっては、テストコースやシミュレーター等における評価に加え、実際の交通流の中で適合性を見極める必要があり、実環境下における公道走行試験が不可欠である。

公道を走行する自動車は、試験走行であっても、安全性の確保及び環境の保全のために定められた基準（保安基準）を遵守することが必要であるが、技術開発促進等のための特例として、試験車両が保安基準の一部に適合していない場合には、国土交通大臣が認定を行い、必要な制限を附して当該基準の適用を除外することで公道走行を認めている。しかし、こうした大臣認定を取得するまでの手続期間（申請から認定までの期間）が長い旨の指摘がある。

自動走行車の公道走行が行われている米国と比較すべく国際先端テストを実施したところ、このような特例制度は米国にはない制度であることが判明した。よって、手続期間について米国と単純に比較することはできないが、我が国先進自動車の開発における国際競争力を維持・強化する観点からは、大臣認定を取得するまでの手続期間の短縮等を実施することが重要である。

したがって、先進自動車の公道走行試験に係る大臣認定手続の簡素化・迅速化を図ることにより、大臣認定の取得に係る手続期間を概ね6週間とし、その旨を認定要領に記載する。また、一旦、大臣認定を取得した後に、車両の一部や試験計画を変更する場合において、変更内容が軽微なものについては、事前承認を要することとせず事後届出とすることについて、事業者の意見も踏まえ検討し、検討結果について関係者に周知する。

③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

ア ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）【Q&Aの改訂は平成 25 年度上期措置、ガイドラインの策定は平成 26 年上期措置、事業等分野ごとのガイドライン等の明確化は平成 26 年措置】

※国際先端テスト実施事項

個人情報保護法には、個人情報取扱事業者は、「個人情報」（生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））を取扱う際には、原則として、あらかじめ本人

の同意を得ないで、特定した利用目的以外の目的での利用ができず、第三者提供が制限されている等の種々の制約が存在する。個人を識別できなければ「個人情報」に該当しないが、収集した「個人情報」に対してどの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか（いわゆる「匿名化」の程度）が不明確であるため、収集した「個人情報」（例えば、商品購買履歴や移動情報等のいわゆるビッグデータ）を利用した新規ビジネスの創出を阻害している旨の指摘がある。

この点、事業所管大臣等がそれぞれ所管の個別分野において当該分野の実情に応じて整備した「事業等分野ごとのガイドライン」は27分野にわたり計40ガイドライン存在するが、「匿名化」について記載しているものもあれば、それが無いものもあり、「匿名化」の程度について統一した考え方はない。

したがって、個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書（平成25年6月5日公表）に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」（3頁）も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」（Q&A）の改訂を行う。

また、個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン（27分野40ガイドライン）で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。

更に、個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。

イ 信書便市場の競争促進【平成 25 年度検討・結論】

郵便・信書便市場については、軽量・小型の信書便物の全国引き受けを行う一般信書便事業は、制度上は参入が可能であるが、現在、同事業への参入者はなく、また多数の者が参入している特定信書便事業については、扱える信書便の範囲について、大きさ、重量、送達時間及び料金に関して制限がある。

したがって、郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲（特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定）の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。

ウ 産業用ロボットに係る規制の見直し【平成 25 年措置】

生産現場の効率化のため、産業用ロボットと人間とが同じ現場で作業すること（協働作業）が求められている。単純作業や重量物を扱う作業等を産業用ロボットが行い、繊細な作業を人間が行うことで、生産ラインの効率向上やニーズの変動に合わせた迅速な生産ラインの変更が可能となる。

国際規格 (ISO 規格) においては、センサや制御技術など安全対策に係る技術の進歩を背景に、リスクアセスメント (※) 等による安全対策をベースとして一定条件下で協働作業を行うことが認められている。しかし、国内においては、労働安全衛生規則第 150 条の 4 の規定により、出力 80W を超える産業用ロボットは安全対策としてさく又は囲い等を設けなければならないとされていることから、国際規格 (ISO 規格) で認められている協働作業が可能か否かが不明確である。

したがって、国際規格 (ISO 規格) を参考として、産業用ロボットと人間との協働作業が可能であることを明確化すべく、以下の内容を関連通知において記載し、周知する。

なお、一部（協働作業の条件のうち、力制限の方法）は平成 25 年措置に代えて ISO 規格確定後早期に措置とする。

- a 産業用ロボットのユーザーが、リスクアセスメントに基づく措置等を取り、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれ

が無くなったときには、労働安全衛生規則第 150 条の 4 に規定する措置を講ずる必要がないこと。

- b 産業用ロボットのメーカー・ユーザーがそれぞれ一定の措置（ISO 規格と同等）を講じた場合も、危険を防止するために必要な措置（労働安全衛生規則第 150 条の 4）を講じたものと認められること。

(※) 作業における危険源の同定、リスクの見積・評価、リスク低減のための手段の検討等の一連のプロセス。

エ 市外局番（0AB-J 番号：03、06 等）取得に係る品質要件の見直し【平成 25 年検討開始、26 年結論、その後措置】※国際先端テスト実施事項

我が国の固定電話サービスにおいては、地理的識別が可能な市外局番（いわゆる 0AB-J 番号）を用いるサービスの人気が高い。IP 電話の利用番号数は、平成 25 年 3 月末で 3,127 万と増加傾向にあり、そのうち 0AB-J 番号の利用数は 2,407 万と増加傾向、050 番号の利用数は 720 万と減少傾向にある。市外局番を用いる IP 電話サービスは一定の品質要件を満たす必要があるが、国際先端テストの検討結果によれば、現行の品質要件は諸外国と比べ高水準に設定されており、品質要件の 1 つである安定品質要件は米国にもフランスにも見られない。この品質規制により、事実上、特例を除き市外局番を用いた IP 電話サービス事業者は光ファイバ等の設備を有する事業者にはほぼ限られている。

したがって、IP 電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、0AB-J 番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の要否を含め検討を行い、結論を得る。

オ 新規化学物質の審査制度の見直し【平成 25 年度検討・結論】

我が国における化学産業（化学工業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業）はその製造品の出荷高が約 40 兆円にも上り（平成 23 年）、自動車に次ぐ出荷高を有するなど、我が国の重要な産業であるといえる。我が国において新規の工業用化学物質（新規化学物質）を製造・輸入しようとする事業者は、原則として、当該化学物質の有害性等に関する試験を行い、その結果を当局に提出して審査を受ける必要がある。ただし、製造・輸入量が全国で年間 1 トン以下の新規化学物質（少量新規化学物質）は、試験なしで製造・輸入ができる。このとき、同一物質について複数事業者から合計で年間 1 トンを超える申出があった場合は、当局が数量調整を行

うため、事業者は製造・輸入できる量を予見できず、ビジネス展開上に支障を来しているだけでなく、需要にタイムリーに対応できないなどユーザーニーズに応えられないとの指摘がある。

したがって、少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠（10 トン）との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。併せて、事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。

また、安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度の在り方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。

カ 輸出通関申告官署の自由化【平成 25 年度検討・結論（平成 29 年度まで順次措置）】※国際先端テスト実施事項

輸出申告は原則として、貨物の保税地域等を管轄する税関長（税関は全国に 9 つ存在）に対して行わなければならないことから、例えば、保税地域が異なる場所から複数の貨物を輸出する場合、各々を管轄する税関長に対して、輸出通関申告手続きを行う必要がある。また、輸出申告の大宗は実際には輸出者から委任を受けた通関業者が代理申告を行っているところ、通関業者は原則として通関業の許可を受けた税関の管轄区域内においてのみ通関業を営むことができるため、例えば、複数船積港を利用する案件で 1 社の通関業者を起用した場合、同通関業者が許可を受けていない港での通関業務については、許可を受けている他の通関業者を別途起用する必要がある。

この点、米国や EU においては通関申告の電子化による申告先の一元化が進められており、我が国においても、ほとんどの輸出申告が輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して行われている実態に鑑み、船積地がいずれであれ、NACCS へ申告することによって輸出通関申告手続が完了する体制の実現が求められている。

したがって、通関手続における IT 利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、

平成 29 年度の NACCS 更改時には、少なくとも特定輸出申告(※)について、船積地にかかわらず一元的に NACCS に申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。

(※) 特定輸出申告制度：貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制が整備された者として、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた輸出者（特定輸出者）については、貨物が置かれている場所又は貨物の船積（積込）を予定している港（空港）の所在地を管轄する税関長に対して輸出申告をし、保税地域等に貨物を搬入することなく、輸出の許可を得ることができる制度。

④その他

短期ビザの発給要件の緩和【平成 25 年度措置】

我が国では、観光立国の実現に向けた施策を積極的に推進することを目指しているが、日本への入国ビザが免除されているのは、アジア・太平洋地域では韓国、台湾、シンガポール等、一部の国・地域に限られており、今後、観光客の増加が期待されるタイ・インドネシアなど、東南アジアの多くの国はビザの免除が認められていない。

したがって、東南アジア諸国等の外国人に対して、短期滞在ビザ(※1)の免除又は数次ビザ(※2)の発給要件の緩和を行う。

(※1) 観光、商用、知人・親族訪問等 90 日以内の滞在で報酬を得る活動をしないうちに取得するビザ。

(※2) 一定期間、滞在 1 回当たり定められた日数以内で何度も訪日できるビザ。例) 期間 3 年、滞在 1 回 90 日